

平成17年 3 月 8 日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		堤		節	代
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	平	石	和	弘
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
収入役職務代理者 会計課	長	森		久	幸
教育	長	小野原		利	幸
教育次長兼庶務課	長	北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年 3 月 8 日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会 3 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
6	7 中 村 雄一郎	1.市民の暮らしを守り、生きがいのある生活のための諸施策について (1) 市町村合併 ① 財政問題 ふるさと財政への寄付の受け入れと市民債の発行 (2) 長崎本線の存続 (3) ① 安全な生活（学校生活） ② 生きがいのある生活を ③ 市民との連携・協働について ④ 佐賀県版特区アイデアについて 刃物購入規制条例 高齢者憲章 N P O 情報の共有 2.入札制度の改善について (1) 抽選式入札の現状 (2) 今後の入札制度について
7	4 水 頭 喜 弘	1.環境問題 (1) 環境と省エネ 2.教育行政 ① 総合学習について ② 発達障害児（者）対策について ③ 幼保一元化について 3.除細動器導入について

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、7 番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

おはようございます。7番中村雄一郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく三つの点で質問をいたしておりますが、まず第1点目は、市民の暮らしを守り、生きがいのある生活のための諸施策についてということで質問をまいります。

市町村合併に絡んだ財政問題を質問いたしたいと思っておりますけれども、ふるさと財政への寄附の受け入れと市民債の発行というテーマにしております。

平成17年度は、桑原市政4期目の総決算の年になります。太良町との合併が予定どおり実現していれば、現在は新鹿島市となっており、市長選挙に向けて動きが急であったと思われますが、太良町の法定合併協議会廃止議案の可決により、合併はほぼ不可能になりました。合併は、行政スリム化を合理的に進める手段であったわけですが、できなかった今、大きな試練の年のスタートが17年度であります。

地方交付税の大幅な削減により、地方財政は御存じのように非常に厳しい状況にあります。その中で、鹿島市は、1、行政の組織のスリム化と経費の節減、2、住民サービスの削減、3、住民負担の増を求める、その手順で考え、この財政難を乗り切ろうとされています。そのために、財政基盤強化計画策定チームを発足し、平成18年度から5年間の削減目標を25億円と見込んで、歳出削減案を検討中であります。

財政基盤強化計画策定チームの設置目的と役割、進捗状況については、先日の一般質問で答弁がありましたので、質問をいたしません。経費の削減、節減、サービスの削減、住民負担増という手順だけを考えますと、灰色の市政、夢や楽しみがないような感がいたします。

そこで、行政と市民が知恵を出し合い協力すること、また、鹿島市にゆかりのある人々に支援を受けながら、この難局に当たっていく方策はないものかということで質問をいたします。

まず第1点目は、現在もいろんな方々から寄附等の受け入れがあると思いますが、住民からのふるさと財政への寄附の受け入れについて、今日までの実績とその受け入れ態勢についてお尋ねをいたします。

次に、市民債発行による施策の推進についてお尋ねをいたします。

佐賀県は、県民向けに発行するミニ市場公募債、佐賀県民債を3月14日から販売すると発表いたしました。5年償還です。発行総額が10億円で、2007年開催のインターハイの施設整備に充てるということです。県民が県政へ参加意識を高めることと、財源調達手法の多様化を図るために、2003年から実施をされています。古川知事は、行政もマーケット、市場から資金を調達する時代に移りつつあるとコメントされています。

昨年、総務委員会で視察をいたしました群馬県太田市、その太田市では、「タンス預金で

まちづくりに参加を」というキャッチフレーズで、おおた市民債を発行されています。行政への新しい形の市民参加として、地区行政センターや福祉施設、市営住宅などを建設しています。平成16年度の発行額は3億円で、利率は年1.17%、この利率に関しましては、国債の利率との関係により毎回変動しているようです。償還期限7年の満期一括償還で、最低購入価格が100千円、限度額1,000千円となっており、昨年は利率がよかったせいもあって2,300名が応募をされ、7倍の競争率だったそうです。地域貢献ができると、非常に市民からも好評のようです。財源の調達方法には、縁故債等による方法もあるとは思いますが、市民参加型の公募債である市民債をぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、質問をいたしますけれども、市民債を発行するには、財政上の経常収支や公債費比率、あるいは起債制限比率などの制限があるのかどうか、また、縁故債と市民債、どちらが財政運営上有利なのか、いろんな面から検討していただいて、先ほど申しましたけれども、可能であれば、市民への行政への参加意識の面からぜひ検討をしていただきたいと思いますので、所見をお願いいたします。

次に、新幹線長崎ルート必要性についてということで質問をしてみたいです。

3月4日の県議会、あるいは昨日の県議会における新幹線長崎ルートのやりとりを聞いておりますと、古川知事の答弁は、西九州浮揚のためには新幹線長崎ルートは不可欠と、新幹線ありきの中で理論づけがなされている印象をぬぐえませんでした。

3月4日の県議会の土井県議の一般質問と知事の答弁のやりとりを幾つか紹介をさせていただきますけれども、まず、費用対効果について、国の試算はおかしいのではないかと。国に対して情報開示を求めるべきではないかという土井県議の質問に対して、知事は、国土交通省だけでなく、財務省も入れての試算であるので信頼できるものと思うが、現在国に対して詳細な資料を求めている。疑問を国へぶつけて回答を得たいというふうな答弁をされています。

また、県内での効果はないのではないかという質問に対しては、西九州一帯の交通利便性が出る。フリーゲージで整備をすれば博多駅で乗りかえないでよい。大阪以西で駅から歩いていける温泉はないので、武雄温泉、嬉野温泉駅は大いに期待ができるし、藤津・鹿島の玄関口にもなるという答弁をされています。

それから、民意についてですけれども、長崎新聞は昨年6月、佐賀新聞は9月のアンケートで、秋から冬にかけて状況は大きく変わっている。12月以降は賛否両論があるということで、そのアンケートに関しては、時間が経過をしているので信憑性がないような発言をされています。

また、沿線の同意について、長崎ルートの財源確保のために同意をしたが、沿線の同意がなければくぎ1本打たないという約束、これは私どもが県の方に行ったときもされていますけれども、今回、新年度の早い時期に着工できるよう沿線の理解を得ることに努力を

したいというようなことで、8月までに向けて決着をしたいような旨の発言をされています。

また、フル規格は全く考えていないという答弁、あるいは、佐賀－博多間の料金は現在と同じという答弁もされておりますが、これは多分に佐賀市、あるいは江北町を意識したものではないかと思います。

今、賛否両論があるにもかかわらず、民意を問うことを全くやろうとしない。アンケートをとれば反対が多いということが表面化するので困るのではないかというふうに解釈をいたします。

また、知事は、自分のホームページで佐賀空港を引き合いに出して語っておられますけれども、その中で、堂々と佐賀空港は地域活性化につながったとコメントをされています。確かに費用対効果を検討しなければ、ないよりはあった方がいいわけですが、税金を有効に使う考え方からすると疑問を呈したいと思います。必要でないものを急いでつくって後悔をするより、じっくりとその必要性を議論して判断すべきだと思いますが、市長の御所見を求めたいと思います。

次に、大きな3点目で、市民と協働のまちづくり、その手法と情報の共有という視点から質問をいたします。

鹿島市では、市民と一緒に考え、市民が一丸となることでまちも明るくなり、また豊かになってまいります。市民との協働のまちづくり、その手法、情報の共有が最も重要になってまいります。

まず1点目は、安全な生活、これは一般的な市民の生活、学校生活も含めてですけれども、そのことに関して質問をしてみたいと思いますが、安心、安全なまち、災害が少なく治安もいい、市民みんなが声をかけ合うことによって防犯体制をつくっていくことが必要です。

愛知県安城市のスーパー乳児刺殺事件や大阪寝屋川市での校内殺傷事件など、凶悪事件、犯罪が多発をしております。いつ、どこで、何が起きても不思議ではない状況にあります。そのような意味では、備えを十分にやっていないといけないわけですが、まず1点目、学校の安全性について質問いたしたいと思いますが、各市内の小・中学校において、安全性の現状はどうなっているのでしょうか。もし犯人が侵入してきた場合、どういうふうに対応しなければいけないか、そのマニュアルや刃物を持った犯人をとらえる、刺股とかいうような道具があるようではありますが、そのような道具があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

2点目に、PTAや地域の防犯協会の組織など地域との連携がどうなっているのか。今回の事件を受けて何らかの対策を講じられたのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、生きがいのある生活をとということで質問をしてみたいと思います。

高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センターの設立、盛年の集い、高齢者大学な

どの施策を展開、市内のグラウンドでは寒い日でも連日ゲートボールやグラウンドゴルフにお年寄りが興じておられます。人口4人に1人は高齢者で、元気な高齢者が活気のあるまちをつくる、そんなまちを鹿島市は目指さなければいけないと思います。

鹿島市の老人クラブ連合会の数名の方々が1月末に八女市を視察されておられます。八女市では、平成6年に老人福祉計画を立案し、高齢化対策推進委員会を組織して、市民が相互に助け合う福祉のまちづくりを目指す市民への啓蒙として高齢者憲章を制定して、市役所前に碑がかけられているそうです。その中身は、「私たちは、伝統文化のまち、人情ゆたかなまちを守り育ててこられた高齢者に感謝し、「福祉のまち八女市」づくりをめざして、高齢者憲章を定めます。」というような文面になっているようです。

福岡県では、17の自治体が制定をしているようですが、佐賀県では余りそのようなお話は聞きません。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、本市には老人福祉計画そのものがあるのかどうか、また、高齢者が元気になる環境づくりをどのようにされているのか。2点目に、高齢者憲章制定をぜひ提案したいと思いますが、どのようにお考えなのか。またもう一つは、これはある市民の方から言われたわけですが、60になると老齢年金の御案内が来るそうです。今の時代、定年が55、60いろんな形があるわけですが、60歳というのはまだまだ元気な盛りでございます。老齢年金というその通知をいただいた段階でがくっときたというふうに言われました。確かに60歳が老齢なのかどうか、以前の社会環境、状況と変わっておりますので、その名称、老齢年金という名称は、法的にはそのような形になっているかと思いますが、変わった名称にできないかという提案がありましたので、検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、予算、決算などの情報公開のやり方について質問いたします。

予算、決算など市民への周知は、市報やホームページを使ってなされていると思いますが、16年度を例にとると、市長の施政方針演説を2ページ、予算総額と主要事業を、民生費や土木費、教育費など項目別に分けたもので2ページ掲載してあります。決算も2ページを使って、円グラフ等を使って歳入歳出、主な事業等を羅列してございます。

私は、もっと手軽に市民の方に予算、決算の中身を知っていただきたい。情報を共有することが、市長がよく言われるプロ市民の育成につながってくるものだと考えております。

昨年、佐賀新聞の有明抄に紹介をされた、ニセコ町の「もっと知りたいことしの仕事」、これを購入された方が鹿島市にも結構おられました。執行部の皆さん方でそれをごらんになったのかどうかと思いますが、ホームページでも見られますので、ぜひ見ていただきたいということで、きょうは議長の許可を得て、それぞれ執行部の皆さん、議員の皆さん方に資料を配付しておりますけれども、これがニセコ町がつくっている予算説明書です。全部で180ページにわたっております。写真入りで、実施の時期、場所、財源内訳など、だれが見ても

すぐにわかるようにしてございます。皆さんのお手元には、道路についてと、何ページか資料を出しておりますけれども、町道の整備について、ここにありますけれども、例えば、Aさん方からBさん方まで何メートルにわたって今年度はどういう形で整備をしますということを地図を入れて表示をしてございます。私もこれを最初手にいたしましたときに、本当にわかりやすい、これならば市民との情報の共有ができるんじゃないかというふうに、はっきり言って感心をしていたしました。この冊子は住民の方々には無料で配布をされています。これが何でニセコ町がそういう形で配布されたかといいますと、ニセコ町にはまちづくり条例がございまして、その条例の中に、「町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。」というような項目がございまして。それに従って数年前から発行されているようです。ぜひ検討をしていただきたいということで御披露をしたいと思います。

次に、同じ情報の共有という考え方で、お役所言葉の改善について提案をいたします。

佐賀県においては、県民協働の県政運営を推進するために、わかりやすく、読みやすい、そして、親しみやすい文章をつくるための手引きとしてお役所言葉の改善の手引き書がつけられております。31ページにわたってつくられておりますけれども、その内容的には、これはいろいろあるわけですが、できるだけ具体的な表現をしようということで、あいまいな表現はやるなというような形をまず1ページ目に書いてあります。

よく答弁で「検討をする」という答弁がありますけれども、検討をするという場合に、質問者側はいい方に解釈をします。答弁側は、非常に便利な言葉で「検討はしましたけれども、できません」という解釈もありますし、いろんな解釈の仕方があるわけですが、結論がはっきりしている場合には、「何々については〇〇までに実施をします」、あるいは「何々の理由で実施できません」というような形ではっきりと表現をするというようなことが書いてあります。また、「速やかに〇〇する」という表現をよくされますけれども、これは何月何日までにどうこういたしますというようなことですか、あと「善処をする」「鋭意努力する」「可及的速やかに」、このようなあいまいな表現はなるべく使用をしない。それから、「遺憾である」とか「遺漏のないよう」とか「喫緊」のという、そういう言葉に関しては、もうちょっとわかりやすい言葉を使うとか、それから、外来語に関しては、括弧つきで注釈を入れるというようなことも書いてあります。最近、外来語に関しては本当によく議員の皆さん方も、ついつい表現がしやすいというか、使いやすいことで使われておりまして、私も使いますけれども、聞く側からすると、例えば、市長がいろんな言葉が使われたときに、わからないときは、ちょこちょこっとメモをして帰ってから調べるというようなこともしなければいけませんけれども、やはり市民の方々と情報を共有する意味では、わかりやすい言葉を使っていった方がいいのではないかと思います。ということで、お役所言葉の改善についてどのようなお考えになるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、県民協働といえ、NPO、特定非営利活動法人でございますけれども、県内に現在 120のNPO法人があるそうです。その分野はまちづくり、福祉、教育、文化、環境など多岐にわたっております。鹿島市でもそれぞれの分野で活躍をされておりますので、NPO法人だけが市民協働とは申しませんが、本市でNPOとして登録がしてあるのは、福祉関係の3団体のみで、取り組みが少ない現状にあります。設立に関して直接的には市には関係はないとも思いますけれども、その指導、助言の立場にはあると思います。そこで、鹿島市内におけるNPOの活動状況についてどのような把握をなさっておられるのか、また、鹿島市としての行政の指導窓口はどこなのか、また、どのような指導をなさっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、佐賀県版特区アイデアについてお尋ねをいたします。

佐賀県は、県の条例や規則などに定めた各種規制を緩和し、各地域の活性化につなげる佐賀県版特区の導入を決め、市町村や民間からそのアイデアを募集されました。これは昨年秋のことです。いわゆる構造改革特区の佐賀県版でございますが、その一つとして、企業立地促進特区がございます。佐賀市、武雄市、多久市の3市が申請の準備をされているという報道がなされました。そのほかにも観光地での2人乗り自転車や、定期的な市町村のイベントで道路使用許可をとる場合の改善などいろんな形で提案があつていようだけれども、これに関して、鹿島市ではどのような取り組みをなさったのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、入札制度の改善についてお尋ねをいたします。

鹿島市の入札制度に関しましては、14年4月に抽せん方式がスタートをして3カ年が経過をいたしました。その間、制度の問題点が指摘をされ、継続か修正か、運用上地元業者の不利益にならないよう配慮をするかというような形で議論をなされてきております。その後、今日その入札のやり方について抽せん方式に関してどのようなになっているのかお尋ねをしたいと思いますけれども、まず、抽せん式入札の現状であります。

抽せん方式による指名業者の不公平はないのか、くじ運のない方はしょっちゅう外れるというお話も聞きますが、データとしてそのようなことがないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、抽せん方式の弊害として業者数があります。ある意味では、業者数をふやすということは弊害じゃなくていい利点でもあるわけですが、その業者数を満たすために市外の業者を入れることに関して現状はどのようなになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この抽せん方式に関して改善する考えがあるのかどうか。地元業者育成の考え方の中から、この抽せん式制度との関連に関してもお尋ねをしたいと思います。

それと最後に、電子入札制度について、今後検討をどうなさるのかをお尋ねして、1回目

の質問といたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルートへの御質問に対して、まず私の方からお答えをいたします。

先日の佐賀県議会一般質問の中で、数人の議員がこの件に関して質問なされておりました、その中で、鹿島選出の土井県議会議員からの質問に対しての知事の答弁に対する感想をまず申し上げます。

土井県議もこれは指摘をされておりましたし、中村議員も先ほど申されましたように、私も新幹線ありきの議論になってしまっていると、これはもう紛れもない事実だというふうに思っております。

昨年3月に議論をスタートするときに、その時点以前、それ時点までが新幹線ありきだったんじゃないですかと、そうじゃなくて、ゼロから議論をしましょうと、費用対効果、あるいは必要性についてゼロから議論をしていきましょうと、その議論をした結果を県民に広く示して、県民の判断も仰ぎながら結論に導いていましょうというのが昨年3月のスタート時点での私と県との合意事項だったはずで。ところが、皆様御存じのように、年末まで何にも費用対効果についても県は示されていなかった。結局、国が公表するようになっているから、それをもって土台にして議論をしましょうと。県の結果と国の結果が違ったら混乱しますので、こういうことだったんですね。したがって、そういう必要性についてゼロからスタートしましょうということでスタートをした協議が何にも進展しないというか、なされないまま昨年の知事のあの判断につながったと思っております。

そしてまた、現在もことしの8月ぐらいまでには同意をしてもらいたいというふうなことを言っておられますが、今回こそが本当に新幹線長崎ルートが必要なのかと、費用対効果、必要性、こういうものをやっぱりゼロから、しかも時間を制限せずに議論をしていき、そして、全県的な議論をやりながら、この必要性について結論を出していくと、こういうようなことであるべきはずであります。しかし、新年度早い時期の着工を目指す、あるいは8月までに同意をしてもらいたいと、こういうことであれば、またこれは新幹線ありきのことになってしまっているというふうに思っております。このことは、協議を再開するときにも県には私は確認をしていきたいというふうに思っております。

それから、この費用対効果が、さっき言いました国が示したものが1.1と、実際1.07、あるいはもう少し言いますと1.069ですか、まさしくこれは許容の範囲内といいますか、誤差の範囲内でありまして、この中身については、いろいろ私も疑問に思っておりますので、今から検証をしていく、あるいは我々としての大まかな検証は今済んでいるところであります。

また、このことについて県は国土交通省が試算を出したと、この 1.1 に対して。しかも、財務省もこれを認知したと、こういう意味のことをおっしゃっております。じゃあ国土交通省、財務省がこうだと言え、それを盲目的に信じていいのかという問題もあるわけです。数千億円というプロジェクトをやるわけですから、これは国がそう示しても地元は地元としての独自の検証をこれに加えるべきであります。もしこれが思惑どおりいかなかった場合、地元の責任ある立場としてどうするかということを考えたときには、当然そういう検証がなされるべきだというふうに私は思っております。

我々の身近な例で申しましょう。佐賀空港です。あの建設の前にはですね、アジアをにらんだ、東アジア一帯をにらんだ空港にする、あるいは佐賀空港が完成をしたら、この地域の発展というものの、活性化がなされる。こういう鳴り物入りである空港は建設がスタートしたわけであります。その結果、完成をしてどういう状況か。今現在、県は毎年 4 億円のお金を拠出して、しかも決算が 3,700 万円ぐらいの赤字決算になりそうだと、こういうことも新聞に載っておったわけであります。あるいはまた、諫早湾干拓事業、これも当然、さっきの佐賀空港と同じように、費用対効果をクリアしてスタートしたはずであります。クリアをしなくてスタートしたということはありませんかと思うんですね。諫早湾干拓も現在どうなのか。これは数十年前に計画をした。その時点で必要性もあった。しかし、時間が経過をすれば、費用対効果のみならず必要性というものが変質をしていく、変化をしていく、こういうものに気づかずにこういう事業をやってしまった。

県は、この新幹線長崎ルートに対しても数十年來の悲願であると。数十年前は必要と感じていたかも知れません。しかし、今現在、本当に必要性があるのかどうなのか。この事業性の妥当性、こういうものもやはりシビアに検証をしなければならない。しかもこの事業には、この計画には並行在来線の経営分離という、同じ佐賀県内の有明沿線地区が非常な浮沈にかかわる大きな問題を含んでいるわけでありまして、そうそう国が費用対効果があると言ったというだけでこれをそのまま進めていいというものではなかろうというふうに思っております。

それから、フル規格化は考えていないと。これは私も新聞でも読みましたし、佐賀市、江北町を意識しておられるなというふうに私も思いました。これは私の受けとめ方を率直に申し上げますと、古川知事はフル規格化はしないと発言されたこと、これは古川知事が現職でおられる間はフル規格化はやっばりなされないと思います。それはやっばり信じます。古川知事を信用しないとかなんとかいうレベルの問題ではないということです。例えば、この長崎ルートが建設をされたら完成するまで 12 年かかるとされております。あるいは諫早から長崎へ、これも整備をする計画があります。実はこの部分については国の財源は全く今のところないわけですけどね。そうこうしているうちに 20 年 30 年たつわけです。そのころになって古川知事さんの次、あるいは次の次、あるいは次の次の次の知事さんが古川知事が今約束を

されたことを守られるという保証はどこにもないわけです。

またもう一つ申し上げます。平成16年の12月、昨年12月12日、ある新聞、この場では特定の新聞社名は申しませんが、こういう記事が載っております。「長崎ルートは、スーパー特急方式にもかかわらず、線路土台やトンネルはフル規格の車両幅に合わせて建設する」と。

「将来フル規格に変更されても対応できるようにするためだ。佐賀、長崎両県からはフル規格への夢は消えていないとの声も聞こえる」と。現実にはフル規格はしないと言っておられますが、武雄－諫早間はフル規格の整備をされるんですね。

あるいは、もう一つ例を申し上げます。この九州新幹線鹿児島ルート、これもいつの間にか全線フル規格ということになってしまっております。これさかのぼって申し上げますと、平成8年の12月25日政府・与党合意、この中に新規着工プラン九州新幹線鹿児島ルート、船小屋－新八代間は新幹線鉄道規格新線、これはつまりスーパー特急の意味です。鹿児島ルートは、平成8年の12月政府・与党合意までは、船小屋－新八代間はスーパー特急でいくと決まっていたんですよ。合意がなっていたんです。ところが、平成12年の12月18日の政府・与党申し合わせでは、全線フル規格化というふうになっているんです。この間、我々はほとんど知らないですよ、ほとんど知らない。どこでどうやってスーパー特急って言っていたのがフル規格になってしまったのか、我々は記憶ございません。こういうふうな崩しになっていくんだ、私はそう思っております。

もう一つ例があります、同じ新幹線で。東北新幹線です。平成3年8月22日、これは8月22日、私の誕生日ですけど、盛岡－沼宮内と書いてありますが、何と読むんですかね、（「ぬまくない」と呼ぶ者あり）沼宮内（ぬまくない）、これはミニ新幹線で行く。それから、八戸－青森間もミニ新幹線で行くと、こういうふうになっておりましたが、平成8年12月25日の発表では、東北新幹線は全線フル規格、新青森まで建設がなされております。要するに、現在フル規格化をしないとわれながらも、武雄－諫早間はフル規格ですようになっている。あるいはほかのところもミニ新幹線、あるいはスーパー特急と言いながら、結局はフル規格になっている。

こういうことから考えますと、古川知事の時代にはなされないかも知れませんが、いずれはフル規格と、これが着工されてしまうと、いずれはフル規格になってしまいます。こう見ると、至極当然な、自然な見方だというふうに私は思っております。

それからもう一つ、これは御質問からちょっと外れるかわかりませんが、けさの新聞に、鹿児島ルートは予測をはるかに超えて、予測は1.3倍というふうになっておったそうですが、2.3倍のお客さんが乗っているというふうに新聞記事にありました。私はこれはある種の御祝儀相場、一、二年、二、三年してみないと、その落ちつく先がどこにあるのかということを見なければならぬと思っておりますが、これはことしの2月10日の新聞に、鹿児島ルートについて水俣の市役所の方が言っておられます。「新水俣駅」——これは新幹線の停

車駅です。「新水俣駅ができた当初3カ月は観光客が前年に比べふえましたが、その後は横ばい、最近はマイナスです。特に泊まり客が減っています」と。鹿児島ルートについても、そういう全体では言われながらも、途中駅についてはこういうこと。新幹線というのは、最終駅効果というものは若干あるものの、途中駅というのはもう惨たんたるものという例がもう1年もたたないうちにこうして鹿児島ルートでも多いと、全体的には多いと言われながらも、こういうふう現象が起きていると。ここも私たちはちゃんと注目をしておかなければいけないことだというふうに思っております。

あるいはまた、さっきのフル規格化はしないということですが、古川知事が条件つきながらも、地元の経営分離に対する同意をされた後、武雄の古庄市長は市議会で、現在計画されているスーパー特急方式よりもフル規格をしてほしいと、こういう発言をもう早速なされているんですね。そうなるんですよ。だから、私はこのフル規格化をしないという発言もちゃんと正確に受けとめておく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても、費用対効果、あるいは必要性、これもちゃんとクリアをするべきだと、あるいはまた、国が言ったからといってそれを盲進することなくですね、我々は地元のことは地元が一番知っているわけですので、地元でちゃんと検証を別にして議論をする必要があると。しかも、今回第2ラウンドが間もなく始まろうとしておるわけですが、時間をかけずにじっくり議論をしていきたいと思いますということも県とは申し合わせをしておりますので、そういう気持ちでやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、中村議員の1回目の御質問の中で、ふるさと財政への寄附の受け入れ、実績とその受け入れ態勢についてという部分についてお答えをいたします。

鹿島市におきます寄附の受け入れ態勢につきましては、基本的には寄附をしていただく方の申し出趣旨、これに沿って受け入れをしていくという形をとっているところでございます。例えば、寄附をされる方が、この寄附は福祉事業に使ってほしいという申し出があれば、市民部福祉事務所の方で受領についての手続を行うという体制をとっておるところでございます。

その実績につきましては、ここ3年間ほどまとめてみましたところ、平成14年度では、6件で12,534,225円、平成15年度では7件、3,537,065円、平成16年度では、現時点で7件、47,600千円という結果になっておるところでございます。

次に、市民と協働のまちづくりの中で、鹿島市内におけるNPOの活動状況について、それから、鹿島市としての行政指導窓口はと、それから、佐賀県版特区についての御質問があったと思いますが、これについてお答えをいたします。

現在、鹿島市のNPO法人は、先ほど議員言われましたように、鹿島作業所のひまわり、それから、NPOこころ、余暇センターきたじまの3カ所がございます。ほかに任意団体としてデイサービス干潟が丘、通所施設いっぽ・いっぽの2カ所があると聞いております。しかしながら、これはいずれも福祉、あるいは、高齢者関係のNPOの法人、あるいは任意団体となっているところでございます。

そこで、鹿島市としての行政指導窓口はということでございますが、鹿島市としては、新規で、他の部署に属さないものについての相談、行政指導という形については当初企画課で対応することとしておりますが、その後において事業の内容が明らかになった場合は主管課に移行してお願いをするという、そういう形をとっているところでございます。

ただ、NPOに関しましては、現実として直接所管課、例えば、福祉関係は福祉事務所に、高齢者関係については保険健康課に話があっているようでございます。そしてまた、直接申請先であります県への相談、問い合わせ等があっているものと思っておるところでございます。

済みません、特区についてお答えしておりませんでした。

佐賀県版の特区につきましては、国が平成12年に構造改革特区制度を導入し、平成15年12月には地域再生制度を導入したことなどを受けまして、地域の資源を強みに、知恵と工夫により有効活用しながら民間活用を最大限に引き出し、市町村が民間事業者と一体となって個性を生かした取り組みを行う場合に県の各種規制の特例措置、あるいは支援措置を実施するというものでございます。

この特区につきましては、国の特区制度を含めまして、これまでも議員の方から何回も御質問をいただいているところでございます。平成16年3月議会では、市長と部長の方から答弁をいたしましたように、多くの課題を現在抱えている中で、あれもこれもは対応できないという状況でありますので、緊急度、あるいは優先度を考慮しながら取り組んでいるということで御答弁をしたところであります。今も状況は大きな変化はないと思っておるところでございます。

ただ、特区の案としては、各課から出されました11項目ほどの案があるわけでございますけれども、まだそれを実際に具体的にその可能性について検討するまでには至っていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の方からは、中村議員の1番目の財政問題、その中の市民債についての御質問と、それから、3番目の③市民との連携・協働という中でのわかりやすい予算、決算の公表について

の御質問につきまして御答弁を申し上げます。

まず、市民債の発行についての御質問についてでございますが、まず1点目、市民債の発行について何らかの財政上の制約はあるのかという御質問でございました。

現在、総務省が起債の許可方針というものをを出しております。その中では、起債制限比率が20%を超えますと、一般単独事業債が発行できないという制約がございます。ただ、資金区分ですね、縁故債とか政府債とか、それから市民公募債、そのあたりの資金の区分での制約はないということでございます。

それから、佐賀県とか他の市の状況をお示しいただきまして、発行コストはどうかという御質問だったと思います、2点目の質問はですね。それについてお答えいたしますが、基本的に今鹿島市が行っております資金の調達と申しますのは、政府資金がまず大きなものがございます。それとあわせて、市中銀行などからの調達を行う、いわゆる縁故債で資金の調達を行っておるということでございます。財政といたしましても、できるだけコストの安いものを発行することが基本ということで今までもやってきておりました。そういう中で、近々ミニ公募債といいますか、こういったものが大分新聞紙上でも取り上げられているということございまして、そのコスト比較を一応財政といたしてもしております。

縁故債につきましては、10年償還で、前年度の貯金の利率が約 1.5%程度で発行いたしております。それを 1.5%で発行するといたしまして、今度は市民債をどのくらいで発行するのかということでございますが、2通りシミュレーションをいたしております。まず、10年ものの市民債で発行した場合にどうなるのかということで比較をいたしております。この場合には、市民債を発行する場合には銀行への利子の支払いなどの事務の委託量とか、証券を発行しなければなりませんので、その印刷費とか、そういったものがもろもろ 4,000千円から 5,000千円ぐらいかかります。それはコストに含めまして比較をいたしますと、市民債の利率をどうするかということでございますが、佐賀県の県民債では、大体直近の国債の利率に若干の上乗せというふうなことでございますので、10年ものでございましたら、前年度の実績で国債が 1.4%ぐらいだと思います。比較しますと、縁故が 1.5%ぐらいで借りられますので、どうしてもこの10年ものの市民債では、コストは今のままの縁故債の方が割安になるというシミュレーションになっております。

じゃあ佐賀県はどうしているのかなということで、もう1点の検証をしてみますと、佐賀県の場合は5年ものを発行されております。それでいきますと、約 0.7%ぐらいで発行されておりますので、それで比較しますとほぼ10年間で、これは条件がございまして、5年後に一括償還して、5年後にまた縁故債を借りかえるというような、ちょっと煩雑な事務手続が必要でございますけれども、そういうことにいたしましたら、先ほどの発行コストの 4,000千円から 5,000千円の部分と利率を比較しましても、ほぼ同等のコストになるというシミュレーションになっております。そういうことでございまして、縁故債と市民債との有利、5

年もので比較した場合は有利不利はないということでございます。

そういうことで、今後どうするのかということでございますけれども、財政課といたしましては、市民債のように、満期の一括償還という起債をたくさん発行していきますと、今年度の財政負担のシミュレーションが相当煩雑になります。そういうことも事務的にはありますけれども、市民債を発行することによりまして、市民の行政に対する参加意識というのを高める一手だてにはなり得るのかなと。それから、市の資金調達の多様化ですね、今までは市中銀行からしか資金調達できなかった部分を市民の方の御参加をいただければ、それでも資金調達の多様化を図ることもできるというような面も含めまして、今後活用する方向で検討をしていきたいというふうに考えております。これもその都度その都度の利率の比較という形の中で判断をしてまいりたいと考えております。

それから、次のわかりやすい予算、決算の公表のことでございます。

議員おっしゃいましたように、できるだけ市民にわかりやすく情報を提供していくというのは市の責務と、十分そういうことで考えておるところでございます。

そういう中で、公表のやり方につきましても、毎年財政課なりに創意工夫をしながら行っているつもりではあるということでございます。

例として挙げられましたニセコ町の方法につきましては、鹿島市としても学ぶべきところは学んでいくつもりでございます。しかし、例えば工事の箇所づけを今の段階で公表した場合に、新年度になりまして補助金の動向、あるいは用地の購入ができなかったと、そういったことなどから公表した事業を実施できなくなるという可能性もある。また、工事費を公表した場合の入札事務への影響、こういうのもあると、そういうクリアしなければならない問題もたくさんあるのではないだろうかと考えております。

ニセコ町も今の公表の形に持っていかれるまでにはかなりの期間をかけておられるようでございます。鹿島市といたしましても、今までやってきております大枠のやり方は変えないで、つまり人、物はかけないでもう少しわかりやすい方法はないのか、いろいろ内部では議論をしておるところでございます。そういうところからもう少し内部での議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

私の方からは、中村議員の佐賀県版の特区アイデアの中の企業誘致関係について御説明を申し上げます。

企業立地促進特区の概要でございますけれども、これは進出企業に対して県が事業税等を、市町村が固定資産税を当初5年間免除し、続く5年間も2分の1に減免する5免5減の制度

でございます。

市町村の申請状況ですけれども、3市が申請をされる予定でございます。

現在、鹿島市の優遇制度でございますけれども、一つは奨励金制度、これは工場等を新設した場合の固定資産税の2分の1を限度として3年間交付する制度でございます。もう一つが利子補給、これは工場等の新設に伴う融資金に対する利子の一部を3年間交付する制度でございます。

今後の対応でございますけれども、現時点では、企業誘致特区には申請はいたしていませんが、やはり企業誘致の促進とか用途区域内の工場用地の活用等を考えてみますと、今後考えていく課題であると思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

7番中村雄一郎議員の御質問にお答えをいたします。

安全な学校生活という御質問でございます。

小・中学校におけます安全な学校生活の取り組みは、教育委員会及び各学校独自で危機管理マニュアルを作成いたしてありまして、想定される危機に対する予防措置と安全指導、安全管理の充実の徹底のための生徒の理解と全職員の共通理解の徹底、各学校の生徒指導体制と教育相談体制の確立、PTAなどの団体、諸機関との連携、また、事件事故などの発生に対する行動マニュアルとして、発生時の初期対応などについて日ごろより教職員で共通理解を図っておるところでございます。

各地区、団体、協議会の連携を幾らか御披露申し上げますと、古枝地区におきましては、防犯マップを作成していただきまして、その配布をしていただいております。また、各地区防犯協会におきましては、防犯ブザーの寄贈を児童・生徒にさせていただいております。少年補導連絡協議会等におきましては、「子供安全パトロール中」のステッカーを作成していただきまして、市街地での車の巡回で御利用いただいております。

具体的な学校での行動といたしましては、職員におきます毎日の校内パトロールの実施、また、鹿島警察署の御協力によりまして校内の警ら、巡視等をしていただいておりますし、また、校内には警察、PTAによる校内の巡視という立て看板を設置しているものでございます。

今回の事件が起きまして、教育長、指導主事等4名で学校訪問を行いまして、不審者に対する対応、警報システムの再点検とか訓練、用具の装備状況についての指導を行っているところでございます。

有事の際の活用する防具といたしまして、刺股を4校で7本、木刀や棒を3校で7本、そ

して、これは撃退に効果があるということで消火器をほとんどの学校で活用するようにいたしておりまして、さらには購入指導をいたしておるところでございます。

また、家庭科室、理科室、図工室など危険器具が置いてあります部屋におきましては、常時施錠を行っております。

今回、17年度に七浦小学校の大規模改造2期工事を予定いたしておりますけど、監視カメラ2台を設置するというような予定をいたしておるところでございます。

現在の問題点、課題を申し上げますと、鹿島市内の学校は高い塀、門扉が設置していないところが多いということで不審者の侵入を防げるような施設になっていない学校が多いということ、また、開かれた学校づくりを進めている中で、不審者への対応をどう進めるのかという課題を持っておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

7番中村議員の御質問にお答えいたします。

3点ほどあったかと思います。一つ目が、老人福祉計画はあるのかということですが、これにつきましては、平成2年6月に老人福祉法の一部改正がなされ、県及び市町村は老人保健福祉計画の作成をするように義務づけられております。この改正によって5年間の老人保健福祉計画を策定し、3年ごとに見直しをいたしております。現在はこの老人というのを改めて高齢者保健福祉計画という名称にいたしております。

二つ目が、高齢者憲章の制定についてであります。現在、鹿島市の65歳以上人口は平成17年1月末で7,862人で、高齢化率は23.69%となっております。全国の2月推計値での高齢化率は19.7%であり、当市はかなり進んでいると言えます。

高齢者憲章の制定を検討してはどうかとの御提案でございますが、県内では制定しているところはないようです。福岡県では久留米市、大野城市、それから、先ほど議員が紹介されました八女市などが制定しているようであります。本市においては、高齢者保健福祉計画を17年度に見直しをすることとしておりますので、その策定作業の中で高齢者憲章の制定についても協議をさせていただければと考えております。

次に、高齢者が元気になる環境づくりについてであります。鹿島市では、鹿島市高齢者保健福祉計画の中で、生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくりを目指しております。地域において社会の第一線を退いた高齢者が、みずからの経験や知識を生かして積極的に参加していただくため、高齢者の生きがいづくりの施策として老人クラブへの活動助成、シルバー人材センターへの運営補助、老人福祉週間における各種事業やスポーツ大会、文化事業を行っております。

また、高齢者が生活の質を高めるために、年齢に応じた豊かな知識と経験と技能の習得が

できるよう高齢者教室やおとどけ大学などの講座、それから、第2の成人式として、全国でもユニークな盛年の集いを平成4年から開催いたしております。

高齢者が得意とする分野を生かし積極的に参加される方はどの部門でも参加されているように見受けられます。活動の中身、内容によって個人的格差があるもので、得手不得手を考慮に入れず、参加できるものがあれば、むしろ参加される高齢者もふえるのではないかと考えております。

子供たちと触れ合う機会をつくる、高齢者の昔とったきねづかというものを今の子供たちに伝承、継続させる場があれば、高齢者が生き生きと元気が出てくるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

中村議員のお役所言葉、この改善というふうな御質問でございますので、いわゆる全庁的なお役所言葉の改善という視点でのお答えを申し上げていきたいと思っております。

御質問のように、県ではかなり事細かく改善の手引きを作成しておられます。当市でもこのことにつきましては、以前、10年ぐらい前でございましょうか、市長指示のもと、できるだけ易しく、そして、わかりやすく表現をすると、そういうふうな指示がありましたので、当時はその趣旨に沿って職員に伝えてきておりますけれども、冊子までつくってそこを徹底したというところまではまだいっておりません。

ただ、これは少し外れるかもわかりませんが、現在の総合計画書、マスタープランを見ていただきますとおわかりだと思いますけれども、いろんな難しい用語が出てきます。これは全部後ろの方に用語の解説をつけておりますので、できるだけわかりやすく、しかも易しくというふうな趣旨からそういうふうなことをしてきております。

いずれにいたしましても、御質問の趣旨を踏まえて、県の取り組み等も参考にしながら、できるだけ易しくわかりやすい表現に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

私の方からは、7番中村議員の60歳の市民の方に対する通知で、老齢年金という名称はどうか、変わった名称にできないかということについてお答えを申し上げます。

議員御指摘の通知につきましては、私ども市民課の方から通知をいたしました老齢年金に関するものと思われます。

確かに、今の60歳、65歳はまだまだ現役時代で、老齢という呼称はふさわしくないかもわかりません。しかしながら、年金制度には老齢基礎年金、障害基礎年金など法的に名称が決められているものがあり、市役所だけでは対応できないものもございます。

したがって、今後は法的に縛りのないものについて、別の呼称で、名称で利用できるものがあれば対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

入札制度について私の方からお答えをいたします。

抽せん型指名競争入札につきましては、平成14年4月から実施をいたしてございまして、3年を経過しようとしております。この間の結果分析につきましては、いまだ十分な検証ができていないところでありますが、ただいま入札担当課においてその作業を進めているところであります。

ただ、入札結果につきましては、閲覧なり、あるいは鹿島市のホームページにおきまして公表いたしてございまして、7番議員も御承知のとおりであります。一例を挙げますと、平成16年度の発注分で申し上げますが、落札率では、まず土木では56件で93.8%、建築で8件、92.2%、水道施設で11件の95.4%となっておりますし、この落札率の最高最低で申し上げますと、土木のA級では最高が98%、最低で68%、測量設計等のコンサル業務では、最高が97%、最低で41%というような落札率となっておりまして、これらのことから一定の成果を上げているというふうに評価をいたしているところであります。

それから、いわゆる抽せん漏れの状況についてですけれども、これも全部を時間の都合で申し上げるわけにはいきませんが、土木のA級では、最高4回が1社、3回が1社、2回が6社、1回が10社、B級で、最高2回が3社、1回が8社というような状況になっているようであります。

そのようなことで、市外の業者を入れることについて、また、その現状についてということでもありますけれども、抽せん式入札制度では、1入札で必ず2業者が抽せん外れることになっております。適正な競争入札ができるよう鹿島市財務規則や抽せん型指名競争入札要項で最低の入札参加業者数を定めているところでありますが、各等級別の市内登録業者数で足りない場合は、近隣の市町村から同等の登録業者を参加させて入札を実施いたしております。これは現行の入札制度に基づく措置でありまして、その定めがある以上、遵守しなければならないというふうに考えております。

公平、公正、透明性という観点から言いますと、一般競争入札というのが一番最善な策であるというふうに思いますが、一般競争入札にも事務の煩雑、あるいは発注コストの増とい

うような難点もあります。また、地域経済が低迷する今日、市内業者の育成、あるいは市内業者の受注による雇用の確保という観点からも、市内業者への発注を基本として入札参加の業者を多くし、少しでも競争を促すということが必要であろうとは考えております。

今後の入札制度のあり方につきましては、県が施行いたしております電子入札制度を念頭に置きながら、先ほど申し上げました問題点をクリアすべく、多様な入札制度についてさらに研究を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

1 回目でもう時間も大分経過をしておりますので、2 回目簡潔に質問をしていきたいと思っております。

まず第1点目のふるさと財政の寄附の受け入れに関してでございますが、現在でも平成14年から16年にかけて実績を御報告いただいたように、寄附の申し入れがあっているわけでございますけれども、今回のこの御提案をいたしましたのは、またまたニセコ町ですけれども、これはたまたま新聞報道でニセコ町が何回もいろんな面で報道されておりますのが目につきますので、ホームページをあけて調べました。このニセコ町にはふるさと財政の寄附を受け入れるために「ニセコ町ふるさとづくり事業への寄付のご案内」ということで条例化をしております。この条例化をしながら、全国に発信をしてニセコ町の出身の方々、あるいはそれ以外にでもニセコ町のファンの方々から寄附をいただきやすくするというような形でなされているようです。

鹿島市でも寄附者の意向に沿ってそれぞれ分野に分けてなさっているようですけれども、ニセコ町のふるさとづくり条例の中では五つの項目に分かれているようです。森林資源の維持保全整備に関する事業、環境の保全、景観の維持再生に関する事業、自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業、有島武郎さんの出身地でしょうか、有島武郎に関する資料の収集及び記念館特別展に関する事業、住民自治の要請及びコミュニティーの推進に関する事業というような五つの具体的な事業に対して寄附を受けるというような形で、ニセコのまちづくりへの思いを持つ人々の地域づくりの参加の手法として寄附金による、こういう条例をつくって基金をつくっていこうというようなやり方をされています。

このような条例をつくって発信をすること、これはやはり対外的に発信をしていくことは成果が上がるのではないかと、今受けている寄附以上に寄附が集まってくるんじゃないかということで、市民、あるいは鹿島市出身の方々が行政に参画をできるというやり方としては参考になさっていいのではないかとということで御紹介をしたいと思います。

それから、財政問題に関してでございますけれども、市町村合併の絡みで非常に厳しい財政状況になるということで、特別報酬審議会では、市長以下三役の皆さん、あるいは議員報

酬に関しても削減の方向で御提案をいただいているようですが、その財政に絡んだ形での質問を一つさせていただきたいと思いますけれども、佐賀市が退職勧奨をいたしました。鹿島市においても制度化はされていないけれども、制度化といいますか、制度化されているのかもわかりませんけれども、そういう制度があるよというようなことをお聞きはしておりますが、佐賀市は大々的に退職勧奨というものを進められて、希望者が予定より多かったというような結論が出ているようですが、先日、福井議員の方から職員採用に関する質問がございましたけれども、退職勧奨することにより職員採用ゼロという今年度のような事態にならないような措置も十分に考えられるということで、この退職勧奨については本市ではどのようなお考えをお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。

次に、新幹線の長崎ルートの問題で市長の方から詳しく答弁をいただいたわけですが、まず一つはフル規格化に関してでございますけれども、市長も言われましたが、フル規格化を考えていないのであれば、武雄―諫早間をフル規格の車両幅で工事をする必要はないという、これはもうだれでもそういうふうに思うわけですが、将来当然そのようなことを視野に入れながらやっているのかなという疑問は持たざるを得ません。

古川知事が現職である間はフル規格化はないだろうということで、そこは信用しているという市長の答弁があったわけですが、この事業は、もし工事に着手をされるとすれば、長い期間を要して進んでいくわけですので、特急料金に関しましても、この時点ではJRは上げないと言っている、その状況によっては上げざるを得ないというようなことを言うかも知れませんし、保証は全くないわけです。そのような意味では、何でフル規格の線路幅でやらなきゃいけないのかということは再度追及をしていただきたいと思うのと、もう一つは、世論への問いかけを知事はやろうとしないということで、これはもうぜひマスコミの皆さん方にもお願いをしたいわけですが、世論を聞くための県民の世論調査、アンケート調査をぜひやっていただきたいということを声を大にして訴えたいと思います。

それからもう1点、新幹線のことでお尋ねをいたしますけれども、2月24日に開かれた自民党整備新幹線等鉄道基本問題調査会の席上で、国土交通省の鉄道局長が、工事認可の要件となる並行在来線の経営分離に対する同意は沿線道県だけでなく、沿線市町からも文書で求めると、同意を文書で求めるということを報告したという新聞報道がなされておりますけれども、また、長崎ルートに関しては地元との調整が必要という認識を鉄道局長が示されたというような報道があっておりますが、このことに関して確認がとれているのかどうか、その点を1点お尋ねしたいと思います。

また、県が鹿島市に経営分離への同意を求めてきた場合、8月までにはというような報道がなされているわけですが、市長はその場で判断をすることなく、当然これまで一体となって活動してきた市民会議や、あるいは議会の考え方ですね、それを確認する、あるいは相談をすることをぜひやってほしいというふうに考えます。何でこういうことを言うかと

いいますと、近隣の町では、前回のときに首長と議会の判断がばらばらのような例がありました。議会が反対しているのに首長さんは同意をしたとかですね、そういうような報道もなされておりますので、ここはやはり運動体系としては一体となって活動しているわけですので、市民会議、議会の考え方を十分に確認をして相談をして臨んでほしいというふうに要望したいと思います。

次に、安全な生活ということで、今学校の備えに関しては説明をしていただきましたけれども、まさか鹿島市内に刺股があるとは思いませんでした。どういうものか見たこともありませんけれども、そのような配備をしていただいているということですが、今回の事件を見る中で、日本の社会は銃に関しては非常に厳しい法律がございますから、銃刃法という規制がございますけれども、ナイフ、刃物に関しては、現在のところ余り規制はないようです。

兵庫県の川西市では、全国で初の包丁条例の制定に向けて、現在市議会の方で議論がされているようです。銃規制は非常に厳しい日本社会でございますけれども、刃物は簡単にだれでも入手ができます。ただ、その殺傷能力は極めて高いもので、野放しにしないということが今回の条例制定とつながっているようです。スーパーでも販売方式を検討するところも出ているようですが、鹿島市でも他に先駆けて条例の制定を考えられたらということで御提案をしたいと思います。ただ、包丁に関しては、幾らスーパーとかお店で販売規制をしても、各家庭にあるじゃないかという考え方もありますけれども、やはりこのような規制条例をつくることによって何かの歯どめにはなるんじゃないかということで、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、高齢者憲章に関しては、平成17年度の高齢者保健福祉計画を見直す際に、委員会の中で検討して制定をしていきたいというありがたい御答弁をいただきましたけれども、どうかよろしくお願いをいたします。

それから、佐賀県版特区に関しての質問でございますけれども、商工観光課の方から、現在、固定資産の2分の1減免、あるいは利子補給等の鹿島市としての優遇策はあるんだというような御説明があったわけですが、新聞報道を見てみますと、佐賀市、武雄市、多久市、これは高速道路の沿線ですが、非常に積極的に工場誘致に動いているなという印象をだれでもが受けられたと思います。一方、鹿島市は、高速道路から離れたような状況にある中で、この特区に手を挙げなかった。このマイナスイメージは大きいんじゃないかというふうに私は率直に新聞を見て思いました。谷田工場団地しか現在用地がないわけですが、先日のやりとりの中で、谷田工場団地はあくまで企業誘致として誘致をしていきたいというような答弁が市長の方からもありましたけれども、そのような考え方であれば、やはりこのような情報には機敏に対応していただきたいなというふうに、そういう感を持っております。

多久市においては、工場誘致だけでなく、流通業でありますとか、倉庫業に関しても今回の特区の優遇策をつなげていきたいというような考え方もあるようですので、本市としても、確かに市町村合併、あるいは新幹線問題で非常に業務も大変だったと思いますが、新しいこのような施策に関してもいち早く対応していただきたいというふうに要望をいたします。

最後に、入札制度について、現状、あるいは今後の考え方を助役の方から答弁をしていたわけですが、私なりに抽せん式入札の問題点を整理してみました。6項目か7項目ございますが、まず第1点目は、受注意欲を持つ地場企業を排除していないかどうか。この工事はぜひ自分でとりたいというところがあるかも知れません。そういう場合に、抽せん式の場合ですと、抽せんを外れたらというようなこともあって受注意欲が減退をしないかという考え方があります。

先ほども申しましたけれども、業種によっては市内業者だけでは入札ができない場合には、他市から業者を入れなきゃいけないという問題点もございます。このことから、地場企業の育成という公共企業のもう一つの目的につながっていないんじゃないか。

抽せん方式は極めてギャンブル的で、本来の技術評価、経営内容、受注意欲とは相反するものではないか。この制度は入札の公平性、透明性を高め、談合防止に大きな成果はあったと思われそうですが、前述したような問題点もあり、長期的にやるものではないのではないかと、いうふうに考えます。

佐賀市も試験的に実施をされましたけれども、現在やっていらっしゃらないようですし、本制度の長期化は好ましくないんじゃないかというような考え方を持っています。

そこで、ある資料を入手いたしましたけれども、北海道の入札監視委員会の資料でございます。北海道では農業農村整備事業に関し、平成11年度に公正取引委員会の立ち入り調査が行われたことを重大な事態として受けとめ、平成12年度から入札制度改善構造計画をつくられています。その中で、抽せん式の入札制度を導入されておりますけれども、いろんな問題点が出てきたということで、抽せん式の方式は好ましくないというような結論を出されております。抽せん指名方式は、本来指名に関する申請の排除を目的に、緊急的、特例的な措置として導入されたものであるが、それ以上に発注者、さらには道民に改革の意思と方向性を認識させる役割は果たしてきたものであり、道民への象徴的アピールと発注者及び受注者への心理的戒めとしての効果は大きかったものとする。確かに効果は認めてありながらも、事業者の受注意欲や技術などが反映をされないなどデメリットも指摘をされているということで、短期的には、ランダムカット方式と言うそうですけれども、抽せん式方式は短期的には効果があるが、恒常的、一般的な制度としては活用することは望ましい姿とは言えないというような、監視委員会がそういう結論を出しているようですけれども、鹿島市でも先ほど今後どのようにされるのか、電子入札等にもらみながら、ぜひそのことに関しては御検討を

いただきたいということで、時間がございませんので、質問を以上で終わりたいと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

時間があと10分ということでございますので、私の方で優先順位をつけさせていただいて答弁をしたいと思います。

まず、私の方からは新幹線問題について、次に助役の方から入札制度について、そして次に、特区申請の企業誘致について、あと時間があればそのとき判断をしたいというふうに思っています。

まず、鉄道局長が沿線市町からも同意を文書で求めるという発言をされたということでございますが、これは小里先生のところの会合での発言というふうに新聞に載っておりました。これは直接そのことについて確認はしておりませんが、事実であったという認識を持っております。

それから、8月までに県は同意を求めるようにということでございますが、これは先ほども言いましたように、私は期限を切ることなくじっくり議論をするべきだというふうに思っております。ただ、何らかのということが生じた場合には、その場で市長単独で判断することなくと、このことの確認という質問でございます。

昨年末ですね、一部の町で町長と議会がねじれ現象を結果的に起こしたと。しかも町長は同意をされたのに議会は全会一致でJR長崎本線の経営分離に対して反対と、こういうことであったということでございます。

私は、今年の3月に議論を再開するときに、各個別に県は会ってくれるなど、私を通じて議論を、協議をしてくれということで約束をしておりました。それは、例えば知事が市町村長と直接向き合って、そして頼むというふうに言われれば、やっぱり断りにくいですよ。それは自分たちも自分たちの町の経営というのを預かっているわけでありましてですね。しかし、それではいかんということで、じゃあ個別には会いませんという約束をちゃんとしていたんです。しかし、それに反してああいう結果になったということに対して、まず残念であります。

私に対する直接の御質問に対する答弁になりますが、私はもちろん、まず市民会議も一生懸命頑張ってくださいしております。市民の大まかな、これに対しては新幹線長崎ルートについて、あるいは経営分離について反対と、こういう考えを持っておられるという認識を持っておりますし、また、議会の方でも2回3回と全会一致でこの経営分離に対しては反対という決議もしていただいております。そういう背景というものを私は受けて、いろんな議論もしているわけでございまして、当然市民会議の皆さんと、あるいは特に議会の皆さんとは相

談をした上で結論を出すべきだと、このことは改めてこの場でお約束を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

抽せん型競争入札が受注意欲を持つ地場企業の減退にはならないのか、あるいはギャンブル性というようなことから、他市町では長期的、継続的には好ましくないというようなことが申されておりますけれども、先ほども申し上げますとおりに、この私どもが続けております入札制度につきましては、公平、公正、透明性という観点からいえば、一定の評価をしているところであります。

確かに言われるように、業者がとりたいたと思っていた工事の入札に抽せん漏れで参加できないというようなこともあるわけですが、このことにつきましては、市としてもできるだけ参加の機会を確保したいということで、同規模の入札についてはできるだけまとめて実施をするというようなことで受注漏れを少なくしていくという対策はとっておるところであります。

いずれにいたしましても、この制度が万全な措置であるというふうには私たちも思っておりません。先ほども申し上げますように、どういう制度が一番適正なのか、適当なのかということにつきましては、まだまだ課題があるというふうに思っておりますし、十分県の入札制度等も参考にしながら、なお研究を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

中村議員の企業誘致に関する特区関係についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、この件につきましては、市長の方から早目に指示を受けて、何回もどのような形で行うのが一番有効なのか、そういう面について検討を進めてまいったところでございます。ただ、今現在も優遇措置は一応しておりますが、その上に幾らかの要件がございます。そういう面では用地の問題とか、それから水源の問題、幾らかクリアすべき点がございますので、課長が申しましたのは、この部分についての課題ということでございます。

そういうことで、いまして時間をいただきながら、どれが一番有効か、そういう面について十分に検討しながら、特区の申請等について準備を進めてまいりたい、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、2回目の御質問の中でありましたニセコ町が設けておりますふるさと財政受け入れのための寄附条例等を制定してはどうかというようなお話がございましたので、それについてお答えをいたします。

ニセコ町では、平成16年9月17日にニセコ町ふるさとづくり寄付条例を制定されております。これを一口5千円で町内外を問わず、まちづくりへの共感やふるさとへの思いを持つ人々が地域づくりにみずから参加してもらうために、その参加手法の一つとして取り入れたものと思っております。したがって、そもそもの目的は財源調達のためではなく、新たな住民参加型のまちづくりを推進するものと、制度であるというふうに理解をいたしております。

そういうことで、寄附をする人はあらかじめ定められている自治体の特色ある事業の中からどれかを指定することができ、寄附者の思い、あるいは意向を尊重する仕組みになっているところでございます。

そういうことで、ニセコ町の場合、9月から今日までおよそ1,200千円、そのほか、長野県の八坂村では、6月から今日まで6,540千円ほどの寄附総額が集まっているということでございます。

そういうことで、結果から見れば、やはり財政対策の一つとしてとらえることもできるのかなというふうな制度と思っているところでございます。

したがって、その導入については、今のところ何も議論をしておりませんが、新しい考え方の一つとして興味深いものがあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

職員の退職勧奨制度について本市ではどう考えるという2回目の御質問でございます。

議員が引用されました佐賀市の例でございますが、これとほぼ同じような制度で早期退職制度というような呼び方をしておりますが、ほぼ同じような制度を鹿島市も持っております。それで、もう一つは、県の方が全く——全くといいますか、これに上乘せをするような形の優遇の制度を別の制度として早期の退職の勧奨制度をつくっておられます。

鹿島市のこの退職の勧奨の方向につきましては、ただいま財政基盤の強化、ここの人件費のチームがその方向について検討を始めております。

もう一つ、刃物の購入規制の条例につきましてはですけども、これにつきましては、二、三十年前の日本におきましては、諸外国から攻撃を受けるほどの勤勉さで、何とかかたぎ、職人かたぎとか、そういった言葉が生きていた時代ではなかったろうかと思えます。それが一つの時期を境にいたしまして、勤勉さ、まじめさが疎んじられて捨て去られ、軽薄さ、こ

ういったものがもてはやされる時代になってきたというようなことが考えられます。これと同じような軌跡で犯罪が凶悪化し、痛ましいものが多く発生をしておるというような状況ではなかろうかと思っております。

それで、このような大きな事件が起きたときに自治体がそれに対処をする手段といたしまして、制度を改正することも一つの有効な方法ではあろうかとは思いますが、その前に、まずは個人個人がこのような世相を深刻に受けとめまして、どうしてこんな犯罪が起きるのか、どうしたらよかろうかというようなことをみずからが考えてみるということがまず必要なことではなかろうかと思えます。そうすることが、みずからの行動をみずから定義することにつながるものではなかろうかと考えております。そして同時に、この種の条例の整備におきましては、その有効性、一地域だけでそれが有効に機能をするかどうか、こういったことの限界も指摘をされております。国の法整備を待ってもよいものではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

以上で7番議員の質問を終わります。

次に、4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、環境問題、次に教育行政、これは総合学習について、また、発達障害児対策についてと、それから、幼保一元化についてですけれども、これは教育委員会または福祉の方と関連してくると思います。それから、あと除細動の導入について質問をしていきたいと思えます。

まず最初に、環境問題についてですけれども、地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を目指す京都議定書が今月16日発効になりました。1997年の環境月間のテーマは、「地球が発熱！あなたが止める温暖化」でありました。皆さんの記憶にも残っていることでしょう。米国宇宙局NASAによって確認された減少する北極域の海氷の写真の、これは1990年1月と99年1月までの分布、10年間ですね、を見て驚いた次第です。氷が解け、海水が膨張し、沿岸部の低地が膨大な範囲でかなり水没しているのです。10年間でここまで温暖化が進んでいるとは。放置すれば今世紀中に平均気温が1.4から5.8度も上がると言われております。京都議定書はこうした被害を食い止める唯一の国際的な取り決めであり、議定書の発効が温暖化防止への重要な第一歩となることは間違いありません。

議定書では先進各国に対し、2008年から12年間の間に温室効果ガスの排出削減を義務づけております。我が国の削減目標は90年比6%、ところが、2003年度の排出量は逆に8%もふえており、14%の削減が必要となっています。

政府は現在の地球温暖化対策推進大綱に変わり、官公庁や企業、国民の役割を明確にした京都議定書目標達成計画を策定し、5月初めに正式決定します。排出される温室効果ガスの9割は二酸化炭素が占めており、先進各国は目標達成へエネルギー効率の向上を初め、太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーの利用促進、森林管理や植林などの国内対策に一段と力を注ぐことが求められております。

さて、神戸市では市民が主役となつてできるだけ地球環境に負担をかけない自主的なエコ活動、エコタウンまちづくりが推進されております。具体的には、1、資源の集団回収、2、まちのクリーン作戦、3、家計のエコチェック、4、広報活動という四つの基本メニューから、さらに地域で特色を生かしたエコ活動が展開されております。その活動内容に応じて地域版ISOの認証やエコタウン認定証を発行するなどして、市民のエコ意識を広く浸透させる取り組みとなっております。

今、私たちの家庭でできる地球温暖化防止対策で思い浮かんだだけでも、冷暖房の温度を1度調整して設定する、待機電力を削減する、家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす。テレビの番組を選び、1日1時間テレビを減らす、ジャーの保温をやめるなど日々の暮らしの中で実践することで二酸化炭素の排出量を減らすことができます。わずかなことでも大勢の人が気持ちを合わせて実践すれば、地球を救う大きな力となると思います。

京都議定書が発効した2月16日、京都国際会館で京都議定書発効記念行事が開催されました。同会場は1997年に気候変動枠組条約第3回締結国会議が開かれ、京都議定書が採択された場所でもあります。ノーベル平和賞受賞のワンガリ・マータイ博士、ケニアの環境副大臣ですけれども、は、「発効記念行事の基礎講演で、議定書を実りつつあるものにするのは、個々の市民の行動です。たとえすべての政府が条約に署名しても、市民がそれに賛同して行動しなければ、条約は効果を生みません。」と、一人一人の実践を強調し、さらに、歳出削減の取り組みがゆっくりしか進まないことに触れ、際限ない拡大志向を抑制していくことの大切さを訴えておられました。このような気持ちを私たちが持ち続けていけば、地球の発熱を防止できるのではないのでしょうか。まずは身近な生活習慣から見直し、行動をすべきではないのでしょうか。本市においても、環境モデル市にふさわしい取り組みを考えてはいかでしょうか。御所見をお聞かせください。

2番目に教育行政の件の総合学習についてです。

教育の荒廃が叫ばれて、ゆとりと生きる力の育成を目指した特色ある教育を推進しようと、平成14年度から教科教育を超えた総合学習への取り組みが始められております。学習指導要領は小・中・高校で学ぶ内容を定めたもので、文部科学省はこれまで約10年ごとに改訂してきました。現行の小・中学校学習指導要領は2002年度から導入され、完全学校週5日制に対応して授業時数と教育内容を削減したため、ゆとり教育という名称が冠せられている。

ゆとり教育とは、誤解を生みやすい名称であるが、落ちこぼれを生む詰め込み教育を改め、時間的、精神的なゆとりを確保して子供たちの自主性や生きる力を伸ばすことに主眼を置いたものとして支持を得てきました。

その一方で、ゆとり教育では学力が低下するとの批判も勢いを増し、ゆとり教育と学力低下との関係について十分な吟味がなされないまま、ゆとり教育の見直しが声高に叫ばれるようになった。このため、今回の学習指導要領の見直しについては学力重点へかじを切ったものの、ゆとり教育を掲げた学習指導要領は実施から3年で大きな転換点を迎えたとの指摘がなされています。

昨年末に公表された経済開発協力機構（OECD）の学力調査と国際教育到達度評価学会（IEA）による国際比較調査結果で日本の学力低下を示す数字が出されたことも背景にあります。ゆとり教育に批判が集中する中で、文部科学省は本格的な学力策の検討に乗り出し、教育の現場でさまざまな対策を練る動きが広がっています。

そこでお尋ねします。本市での取り組み状況や総合学習の成果を教育委員会ではどのように認識し、評価されておられるのでしょうか。

次に、発達障害児（者）対策について。

発達障害者支援法が昨年12月制定され、今年4月から実施されます。公明マニフェストの中の一つでもありました自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳障害によって社会生活への適応が困難な発達障害者への支援を定めた法律で、国及び地方公共団体の責務として発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講ずるように示されています。

このことに関しては昨日も寺山議員の方から質問があつていますので、なるべく重複いたさないように質問をしていきたいと思います。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要であります。それには教育、福祉、保健、就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。責務として国及び地方公共団体は発達障害の早期発見、発達障害児に対する早期の発達支援、その他の支援が行われるよう必要な措置を講じるとありますが、そこでお伺いいたします。就学前健診の前に、健診を5歳児健診ということでお伺いをいたします。発達障害児を抱えた保護者が3歳児健診ではまだまだはっきりこうだと言いつける状態ではない。もう少し様子を見た方がいいという観点から、何も言われずにいた者が、就学前健診で、お子さんは養護学校か特殊学級でと言われる。そのときの親のショックは大変なものと考えます。保護者の中には、ふだんの子供さんの生活態度から、もしかしたらという思いを持っておられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、それでもショックなわけであります。3歳児健診と就学前健診の間に1回5歳児健診を入れるべきだと思いますが、5歳児健診を行い、指導療育が入れば、就学前健診時には保護者もきちんと判断ができるだろうし、子供さんにとってもよりよい方向に判断がされると考えます。そこで、お

願いしたとおり、乳幼児健診の充実はもちろんのこと、新たに5歳児健診の取り入れはかがでしょうか。

また、市町村の教育委員会は、学校保健法による就学時の健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留保しなければならないとすることとありますが、就学時健診が行われていますが、1日だけの健診ではわからないと思います。福祉の方とも連携をとっていくことも重要だと思いますが、就学時健診の確立を要望するものであります。それから次に、発達障害児への理解の普及、意識啓発の推進について、よろしくお願いいたします。

次に、幼保一元化についてです。

昨年末、文部科学省と厚生労働省の合同検討会議が就学前の教育、保育を一体としてとらえた一貫した総合施設についてをまとめ、幼稚園と保育所の機能を包括する新たな選択肢となる総合施設のあり方について方針が示されました。2006年度の本格実施を目指し、来年度の政府予算案には30カ所のモデル事業が盛り込まれています。保育所と幼稚園の垣根を越えた連携が進められている背景には、親の働き方や子育てニーズが多様化し、既存の施設の枠組みでは対応し切れなくなっている現状があります。親の雇用形態によって限られた保育所の入所条件や3歳以上とされる幼稚園の対象年齢などの限定的な枠を取り払い、保護者の就労の有無、形態にかかわらず、すべての子供の育ちを支える共通の保育時間を打ち出しました。具体的には、ゼロ歳から就学前の子供とその保護者を対象に多様な利用法を想定、例えば、パート労働者や専業主婦でも週に二、三日長時間預けたい、毎日短時間預けたい、幼児教育を受けさせたいが、長時間預かってほしいなどの利用が可能になる。同時に、地域の子育て支援を本格化させるため、親子が一緒に集える交流拠点としての役割も盛り込んでいます。

そこで、この平成16年12月24日、社会保障審議会児童部会と中央教育審議会幼児教育部会の合同会議、就学前の教育、保育を一体としてとらえた、一貫した総合施設のあり方について審議のまとめが行われましたが、18年度からの実施になっております。本市としての検討はどのようななされるのかお伺いいたします。

次に、除細動器導入についてです。

2004年2月24日に放送されたNHKのドキュメンタリー番組「プロジェクトX～挑戦者たち～」で救急救命士の誕生秘話が紹介されていました。生と死がせめぎ合う救急車の中で救急隊員ができる応急処置は驚くほど少なく、人工呼吸、心臓マッサージ、止血など、ごく簡単な処置に限られていました。医師でなければ医業をなしてはならない、医師法第17条ですけど、という法律の壁に阻まれ、諸外国ではカバーされている救急医療の分野が制度として欠落、救える命が救えない。ついに91年4月23日、救急救命士法が成立、これによって救急救命士の応急処置範囲は大きく拡大、心臓停止患者への電気ショック、除細動、器具を使った気道確保、血圧の測定、さらに輸血、点滴までに広がりました。92年4月に最初の国家試

験が行われ、3,177人の救急救命士が誕生し、今まで全国で約1万3,000人が配置され、救命率が大幅にアップしています。心筋梗塞などで心臓がとまり突然死する人は毎日約100人に上るとも言われております。その多くは血管が詰まるなどして心臓の心室が細かく震え、ポンプ機能が失われる心室細動が原因であり、細動を取り除く処置が1分おけると救命率が10%低下します。AED、これは除細動ですけど、AEDは患者の胸に電極つきのパットを張りつければ自動的に心電図を計測し、電気ショックが必要かどうかまで判断、操作音は音声により指示に従って電気ショックを与える。電気ショックが必要ない場合は電流ボタンを押しても電流は流れない。AEDは欧米では空港や駅、競技場、学校などに備えられ、救命率向上につながっています。国内でもことしからサッカーのJリーグのすべての試合会場に設置され、航空会社も機内への設置を進めております。

さて、除細動器は電気ショックを与えることで細動を取り除き、正常な活動に戻すための装置で、1992年に救急救命士の制度がスタートしたものの、この装置を使うには救急救命士が電話や無線などで医師に指示を仰がなければ使用できませんでした。救急業務拡大を求める関係者の強い要望もあって厚生労働省と総務省、消防庁は、2002年4月、救急救命士の業務のあり方等に関する検討会を設置し、医師の指示なし除細動を2003年4月1日から実施することを決めました。気道確保のための気管送管も認められ、一定の条件のもとで薬剤投与も認められる方針であります。

東京消防庁の調査によりますと、4月、5月の2カ月間に除細動器を使用した120件のうち、再び心拍し始めたケースは34件で、心肺再開率は28.3%でした。医師の指示による除細動器使用の心肺再開率17.7%に比べて10.6ポイントも向上しています。一方、東京都と13政令市を対象に改善の推移を調べている消防庁の調査でも、4月から7月までの心拍再開率は32.5%で、同期の27.5%と比べ5ポイントの向上となっています。また、1カ月生存率もこの4カ月で15.0%、同期の13.2%に比べ1.8%の向上となっております。東京消防庁では医師の指示なしの使用の措置により除細動器使用までの時間を従来に比べて約1分半短縮できたとしており、救命率の向上は医師の指示を受ける時間短縮が大きく貢献していると効果を強調されております。

そこでお尋ねいたします。このAEDですけれども、これをことしの7月より講習会の実施を計画されているところもありますが、本市での計画はされておられるのか。次に、救急現場で一般の人でも簡単に除細動を行うことができる自動体外除細動器を老人の介護、体育大会、運動会等、多数の人々が集まる場所に移動を含めた設置ができないかということをお尋ねいたしまして、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午後0時2分 休憩

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4 番議員の質問に対する当局の答弁を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

4 番水頭議員の質問にお答えしたいと思います。

1 点目の地球温暖化防止対策として、身近な生活環境からの取り組みについてという御質問でございましたけれども、地球温暖化の現状につきましては、先ほど議員が申されましたとおりと認識いたしております。地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス、この排出についてはエネルギー消費に伴う私たちの日常生活、さまざまな事業活動など、あらゆる社会経済活動に起因いたしております、この問題の解決のためには一人一人が大量生産、大量消費、あるいは大量廃棄のこの社会の中で省エネ型のライフスタイルへの転換、我慢、節約という消極的なイメージではなく、むだをなくして環境への負荷を少なくするという積極的なライフスタイルへの転換。それから、事業所、店舗等で実際にできる取り組みなど、そういった環境への負荷の少ない、身近な足元からの取り組みを進めていく必要があると考えておるところでございます。

今現在、市で取り組んでおりますいろいろな事業の中でも、買い物袋持参運動、それから資源回収の推進、分別収集の徹底、あるいはごみの減量化、こういったものについても地球温暖化の防止につながるというようなことで取り組んでおるところでございます。

先ほど議員が申されました、家庭でできる温暖化防止の例を言われましたけれども、例えば、冷房、あるいは暖房の温度を 1 度上げる、下げる、こういった取り組みを 10 項目、アイドリングストップ、それから待機電力を減らす、テレビのつけっ放しをしないなど、こういったものを実行いたしますと、1 年間で約 766 グラムの二酸化炭素の削減につながるというようなことを言われております。この運動を我が国全体でした場合の効果といたしましては、温室効果ガス排出量の 2.8% 程度の削減が可能だということも言われておるところでございます。こういったことから、私たちは今後、家庭でできる身近な運動を周知徹底、啓発していかねばならないと改めて考えているところでございます。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

4 番水頭議員の大きな 2 番、教育行政の中の総合学習の取り組み状況についてお答えをいたします。

各学校の総合学習の取り組み状況でございます。幼稚園、保育園等の園児との交流とか、体に障害を持っておられる方との交流、また、エイズ教育の一環といたしまして、私たちに

できること、浜町のガイドブックをつくろう、大豆を食べて健康になろう、リサイクルに挑戦しようということで紙すきをしようというような学習もごさいます。また、身の回りのいろいろな人たちとの交流とか、助産婦さんや生命誕生についての学習ということで、命を見つめてみよう、また、触れ合い活動、職場体験を通じましての手をつなごうといった、多様な総合学習に取り組んでいるところでございます。

各学校の総合学習に取り組んだ成果といたしましては、いろんな活動を通じまして発表の機会をふやし、児童の伝え合う力が向上した。みんなで協力をして物事をなし遂げる体験ができた、課題を解決するための方法や計画を立てるのが上手になったとか、目標としている自主性、創造性の育成に役立った。みずから行動し考え、表現する力がついた。他人とのかかわりを通じて人を思いやること、人との協力の大切さがわかったというような各学校の成果が報告がっております。

教育委員会の評価といたしましては、各学校とも地域の特色や人材を生かした特色ある教材ができてきております。また、この導入後3年が経過をいたしてございまして、毎年修正をしながら各学校で改善を行い、内容も充実したものになってきていると。また、調べ学習、インターネットとか本等の資料に基づきます調べ学習、ノートとか表にしてまとめること、また、友達の前で、地域の人たちの前で、学級の人たちの前での発表という体験を踏まえまして、子供たちに力がついたというふうに評価をいたしておるところでございます。

2番の発達障害児対策についてということで、就学児の健康診断での早期発見という御質問でございます。

就学児健康診断は、教育委員会が就学予定者に対しまして、あらかじめ健康診断を行うことによりまして、就学予定者の状況を把握し、健康上、必要な助言や適性、就学についての指導等を行うことによりまして、義務教育の円滑な実施に資するものでございます。

健康診断後の措置といたしましては、就学が困難と認められる者、養護学校等への就学が適当であると認められる者、身体虚弱、知的障害などで特殊学級に編入することが適当であると認められる者などの健康上、必要な助言を行うためのものでありまして、さらに必要な検査、精密検査の受診についての指導をすることができるとなっております。

従来の健康診断につきましては、標準化された知能検査法によりまして、知的障害の発見に努めることとしておりましたが、今回の健康診断の改正によりまして、検査法を限定せずに適切な方法であればよいことになっております。また、この健康診断は発達障害などを見つけることを目的として行うものではありません。就学児健診は早期発見の機会ではなく、その子の状況を判断する材料の一つであるというふうに認識をいたしております。

支援法の成立を受けまして、市の教育委員会の支援体制の整備、充実ということでございます。就学児健康診断は障害の発見に努めるものではなく、あくまでも義務教育の円滑に資するものということ、また、子供の実態を適切に把握し、その子供に応じた教育を施すこと

が大切であるにとらえておりまして、健康診断ではそのときだけ、その日だけの状態でありまして、その子のすべてをとらえることができないというふうに認識をいたしております。このことを踏まえまして、現在、各学校で設置してあります幼稚園、保育園、小学校の連絡協議会、幼保小連絡協議会の活性化によりまして、早期に学校が就学児童の実態把握に努めるように努力をしてまいり所存でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは環境問題に関しまして、新エネルギーの分野から答弁をいたしたいと思えます。

先ほど議員言われましたように、我が国としましては京都議定書の批准によりまして、08年から12年までの5年間に温室効果ガスの平均排出量を1990年の新年度より6%削減をするとしております。この目標達成には国、地方公共団体、事業者、国民の連携、協力が必要なことから、鹿島市といたしましても第4次総合計画や鹿島市環境基本計画などを策定し、環境問題取り組みの重要性等いろんな施策を掲げているところでございます。また、庁内では地球に優しい鹿島市役所行動計画を策定いたしまして、職員一人一人がこれに基づく環境問題の取り組みを具体的に実施してきたところでございます。

しかしながら、新エネルギーへの取り組みというものは、これまでは特にしていなかったために、今年度NEDOの補助事業を活用いたしまして、今後の新エネルギーの施策の基本方針となる鹿島市新エネルギービジョンを策定したところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

4番水頭議員の質問にお答えいたします。

発達障害児（者）対策についての中で、5歳児健診の取り組みについての質問であります。昨日、寺山議員から3歳7カ月児健診に関連した質問がございましたが、発達障害者支援法では市の責務として発達障害の早期発見をするよう必要な措置を講ずることとされております。今回、この5歳児健診と聞きなれないものでありましたので調べましたところ、現在、5歳児健診の取り組みをしている市町村は全国的には少ないようで、北九州の一部、それから鳥取県では市町村の7割ぐらいが実施されているようです。それから、近隣では長崎県の島原市が小児生活習慣病対策の中で取り組まれているようでございます。

うちの予防係で講読いたしております「月刊母子保健」というのがありますが、この中で「21世紀子育てトーク 5歳児健診の夢」と題して鳥取大学の小児神経科の教授が鳥取県大

山町の例を取り上げてありました。それで、大山町に健診体制をお尋ねしたところ、5歳児健診は平成8年度からスタートしているそうです。5歳児はほぼ全員が保育園に通っており、大きな保育園を単位としてスタッフは受付、保健師3名、医師、看護師、臨床心理士、栄養士、歯科衛生士、保育士の総勢10人で実施されておるようです。成果といたしましては、3歳児健診では気づくことができなかった発達障害を発見できるようになり、また、発達障害以外の疾病により医療機関に紹介するケースが少なくないとのこと。保護者と話す中で気づきも出てくるし、保育士から児の情報も得ることができ、さらには教育委員会との連携もでき、小学校での障害児教育の環境整備の準備に結びつく成果が上がっているようでございます。

発達障害児対策につきましては、発達障害者支援法が4月1日から施行されますが、この取り組みにつきましては重要な課題と認識いたしております。5歳児健診の取り組みにつきましては、現在の財政状況、実施体制の状況では今すぐの実施は困難であります。県やほかの市町村の動向を見きわめながら、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

平石福祉事務所長。

○福祉事務所長（平石和弘君）

私の方からは発達障害者の対策について、福祉に関連しまして1点と、それから幼保一元化についてお答えいたします。

まず最初に、発達障害者に対する理解と意識啓発の推進に関してでございます。

今回の支援法を意義あるものにするためには、保健、医療、福祉、教育、雇用などの障害のある方々に日常的に接する方々や専門家だけではなく、社会全体で正しい理解をすることが最も重要であると考えます。そこで、法の趣旨でありますとか、発達障害につきまして周知徹底を図るために、各種会議での啓発をこまめに行うなどいろいろな啓発について検討をしたいと考えております。

次に、幼保一元化に関してでございます。全国では幼保一元化を目指す動きが次第にふえております。幼稚園では希望による預かり保育を実施するなど幼稚園の保育所化が進んでおります。また、保育所では日常生活の基礎的事項にとどまらずに、幼稚園で行うような教育分野も指導をされております。幼稚園と保育所の垣根がだんだん低くなっている状況にあると考えております。

御質問の幼保一元化検討委員会に関してでございますけれども、議員が申されましたように、国では幼稚園と保育園、両方の機能を持つ総合施設ということで、平成17年度は全国で30カ所の予定で総合施設モデル事業を始めます。平成18年度から本格実施ということでございますけれども、すべての幼稚園と保育園が統合されるわけではなくて、文部科学省管轄の

幼稚園と厚生労働省管轄の保育所の二つの制度は残しまして、いわば第3の施設、総合施設として必要な地域では設置をされるということ、また、一気に全体の数が増大するというわけでは必ずしもございません。したがって、その推移をまず見ながら、教育委員会との連携を一層密にするということで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

水頭議員から除細動器、いわゆる心臓への電気ショックというようなことで先ほど詳しく御説明をいただきました。この除細動器につきまして、現在、救急車に設置してあるということで、杵藤地区の消防本部の方に問い合わせをしまして、その取り扱い状況を調べてみましたので、ここで申し上げてみたいと思います。

現在、鹿島と武雄、嬉野、白石の各消防署の救急車に設置されているそうです。設置されているのは、御質問のAEDとおっしゃった、よりも1ランク上の半自動除細動器というそうですが、いわゆる心電図あたりを備えた、そういったものだそうです。杵藤地区消防本部ではこの4台に加えまして、御質問のAEDの導入につきましても検討をされまして、17年度で太良と山内と大町の各分署に予算要求をされているそうです。消防署といたしましては、このAEDの利用についての講習会を、通常行っている応急処置の講習会等ありますけれども、その中に積極的に取り入れていきたいというふうなお考えだそうです。

御質問ありましたように、市として今後どう考えていくのか、例えば、老人の運動会とかでその場で設置しておく必要はないかというふうな御質問でございますけれども、まず、AEDについての十分な知識を習得する必要があるだろうと。そして、その活用方法等について研究をする。そして、導入の是非をどうしていくのか、導入の是非を検討していくという手順になっていくのではというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘議員。

○4番（水頭喜弘君）

2回目の質問をしていきたいと思います。

環境問題で通告には環境と省エネということでしていたんですけど、僕は環境問題ということだけにちょっと大きいテーマで言ったもので、省エネもということで2回目の質問をしていきたいと思います。

いろいろ対策はこの市の中でも練っているということで先ほど御答弁いただきました。ごみの減量化、それから資源回収、買い物袋の持参ですか、こういうことも言われたですけ

れども、これを例えばCO₂の削減を実際に表に出してしていこうということで、以前から僕はいろいろと質問の中で言ってきたのは環境家計簿ですね、これを以前の議会の中でも質問をさせていただいたことがあります。実際に自治体でも環境庁のデータをもとに作成し、この京都議定書を契機に住民の皆さんが日常生活で排出される二酸化炭素を把握し、地球温暖化防止の意識向上にと普及を図っているところが全国的にも広がっています。実際、インターネットを開きまして、この環境家計簿を出してみました。いろいろと項目に分けて環境家計簿のことについて、これは福島県の郡山市の環境保全課というところで調べてみましたら環境家計簿が出てきました。これが項目を電気、水道、ガソリン、灯油、軽油、都市ガス、LPガスとかずうっと計算方法からなんから書いてあるんですけども、これと同時に環境カレンダーといって、環境家計簿をカレンダーにして1カ月のカレンダーの中で家庭用に市が配って、ここに電気、都市ガス、LPガス、水道、灯油、ガソリン、軽油、そして今月のCO₂の排出結果、それから、燃やしてよいごみ、燃やせないごみ、出した日とか、このようにカレンダーをつくっているところもあるわけですよ。そういうふうにして意識啓発、意識向上の普及をねらっている自治体が今からどんどんふえてくると思います。この京都議定書の発効を契機にどんどんどんどんこういうものはふえてくると思います。金額的にもそんなにかけられないんじゃないかと思います。鹿島市でも取り組みの中で推進されているところもあると聞いています。これをもっともっと市民の皆さんが意識向上のねらいでやっていただければ、また、先ほど課長が答弁されたように、その削減にも一役買うんじゃないかと思っていますので、今回紹介してみました。

役所の方から言えば、ここに福岡県大野城市がいい取り組みをごみの減量でやっているわけですよ。ここをちょっと紹介してみます。

大野城市は各課に置くごみ箱の数を原則1個しか認めないという異例のごみ減量作戦を展開しています。当局認定シールが張られたごみ箱のみが収集の対象で、資源ごみが入っていた場合は特製のイエローカードが箱に張られるというルールで、実施前に比べて燃えるごみの量が半減し、効果を上げております。エコオフィス推進本部を設立、本部がリサイクル可能としているコピー用紙や包装紙、レシートなどが入っていた場合はイエローカードで注意を促し、2日続くとレッドカード、中身は収集されず、翌日夕方までに職員が中身を選別し直さなければならない。当初は戦々恐々だったごみ減量作戦も次第に定着し、このほかにも電気、ガスの使用量削減の取り扱いを進めているということで、大野城市が実際取り組んでいると紹介しましたが、最初は厳しかったと。でも、後にはなるほどやっぱり温暖化に対して市としても一役買っているんだということを言われていました。

そういうふうに何とか温暖化防止のために我々がやっぱり意識の向上を図っていかなければいけないという意味で紹介させていただいたんですけども、もう一つはまた以前から僕も言っていたグリーン購入ですね、これを以前からも取り上げてまいりました。当市にもグ

リーン商品を購入しているということを以前答弁はいただきました。その中でグリーン購入法というのができて、そして、今環境に負荷の少ないエコマークとかグリーンラベルが95分野にわたって多くの製品が急速に開発して進んでいるわけですね。この地方公共団体の積極的な取り組みがさらにさらに必要になってくると痛感するだけに、本市の取り組み状況を以前とどれくらい、以前に使われたエコ商品と今現在、以前よりどれくらい進歩しているのか、それともどうなのか、その進展状況をお聞きしたいと思います。

次に、教育行政の中の総合学習についてですけれども、3年間経過して毎年修正しながら充実をしているということで、いろいろな体験を紹介していただきました。体験学習をいろいろとされているところもあるんです。ここでは、僕は環境教育の方から実践しているところがあつたもので、これを今言つた環境問題も含めた、地球温暖化のための方策なんかいろいろ打ち出され、また進んでいると思いますが、総合学習の中で体験的な環境教育に取り組んでいるところもいっぱい全国にあると思います。その中で一つ紹介してみたいと思うんですけれども、体験的な学習をということで、板橋区立の金沢小学校というところが、これは全国的にも有名な、海外でも紹介されていました「学校の森事業」という、学校の森をつくって環境教育を実践しているということで、自然を大切に思う子供の心を養う教育は、保護者や地域を巻き込んで全国、そして海外 110カ国にまで紹介され、全国小学校・中学校環境教育優秀賞を受賞しているところです。ここではエゴからエコへ、自然と接しながら自然環境を感じ、自然とともに学ぶ教育こそが持続可能な社会づくりになると考えていますということです。自然環境を学ぶことはみずからの生命を学ぶことになります。まさしく環境教育とは人間教育そのものにつながると思います。

先ほども触れました見直しの問題であります。学習意欲の低下に絡む要因としてはいろいろあると思いますけど、学校における問題のほかにも睡眠不足、偏った食事、テレビゲームづけとか、外遊びの減少などの生活環境の変化の問題、また、我慢強さの欠如、体力の低下など子供自身の変化の問題が指摘されているところでございます。学習意欲の問題からもうかがわれるとおり、学力については多角的な視野でとらえ、総合的に対策を考える必要があるのではないかと思います。教育長の所見をお聞かせください。

次に、発達障害児対策の件ですけれども、5歳児健診を今回取り上げてみましたが、いろいろやっているところが全国にもあると、鳥取県ですか、そして近くにも何カ所かあるということを今言われましたが、さっきも紹介したとおり、気づく点もいろいろと出てきますし、また、教育委員会との連携もいつでもとれるということで、かなり専門性の必要性ということわかります。そうなってくれば、やっぱり支出の問題も変わってくるし、とにかく専門の医師をすぐ置けといっても、小児科の先生も少ないし、そういうことでなかなか右から左へいかななくてもこういうふうにして健診をですね、もちろん3歳7カ月ですか、当市で行われている1.5カ月、それから3歳7カ月も大事、この中でさっきも紹介したけど、そこで

わかればいいですけども、なかなか厳しい面もあるという中で、やっぱり5歳児健診を取り入れていただいたら、もっとこれが気づくものも出てくるし、また、さっきから紹介したとおり、親御さんへのショックの問題もそういう面でもかなり解決ができるんじゃないかと思ひまして、今回質問をさせてもらいました。

この発達障害の中で、就労のことで、きのうも就労の問題でいろいろと取り上げられたんですけども、なかなか就労の問題で障害者手帳をとれない発達障害者の人たちの就労支援はいまだ十分ではないと思います。このような発達障害の方の就労で問題になるのが、相手の指示を理解することの難しさやコミュニケーションの困難さなどのほか、社会性や行動上の諸問題があります。このような問題を抱えている発達障害者の方に対する支援としての本市の取り組みはどのようになっているのか、そしてまた、この発達支援法の中で発達障害者の特性に応じた適切な就労の確保に努めなければならないと記されていますが、今後、発達障害者の一般企業への就労に結びつくような施策も必要であると考えますが、その点はどうでしょうか。

就労のことで、今社会的に問題になっているニートの問題ですね、これが社会的に今物すごく浮上していますし、ニートというのは、職についておらず、学校機関にも所属せず、そして、就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指しますけれども、この数がかなり現在ですね、全国的に87万人、このまま放置していけば100万人にはなるだろうと、そう言われている中で、実はその中に発達障害の方々とか、あるいは一般に引きこもりと言われる人がおられるわけですよ。だから、例えば、ここでいろいろデータがあるんですけども、労働政策研究所でニートの問題について四つに分類化しているわけです。一つが、今、楽しければいいタイプとか、2番目に引きこもってしまうタイプとか、3番目に立ち尽くすタイプ、行き詰まってしまうですね。それから、つまりき型といって自信を喪失するタイプとか、いろいろ社会問題的にクローズアップされてきていると思います。こういう中で発達支援法が4月に施行されることになり、国も対策によりやく動き始めたと思いますけれども、このニートに対しても教育現場からの見識、また、社会教育の立場からの認識はどうされているのか、また、労働雇用の視点からの対策、それから総合的な見地からの相談の窓口等いろいろあると思うんですけども、何か所見があったらお聞かせください。

それから、幼保一元化の件ですけども、18年度からこれは実施になっておるということで今申し上げましたが、いろいろと多様化するニーズに対応できるような、可能な限りの柔軟な制度とするために、地域の実情に合った創意工夫を発揮させながら、子育てをする人が子育てに喜びと実感ができるような社会を形成していくことの基本的認識に立って検討していくということが一番大事じゃないかと思います。今の段階ではいろいろ言われる中で、確かに保育所と幼稚園ですか、垣根は低くなっているということで今言われましたけれども、もし何か検討でもできれば、検討でもしていただきたいと思って今回は取り上げさせていた

できました。これは総合施設でモデル事業が今30と、全国的に予算をつけて始まっているんですけども、この検討会議の中で出てきたのがいろいろありましたので、今回、その例として申し述べさせていただきました。

次は、除細動の件ですけれども、今、救急車には半自動除細動器というのが乗っているということで、ここに鹿島市内でも医師の指示による実施が7件と。この医師の指導を仰がなくてもいいもの、医師の指導を仰がなければいけないものと分けてここにデータをいただいているんですけども、医師の指示による実施で、平成15年10月1日以前で7件、そして病院収容後死亡されたということ。それから、次が15年の10月1日以後に救急救命士の指示がなしの実施で6件あって、そのとき1件だけ、病院収容後に1週間生存後、死亡されたということでデータをいただいています。

そういうことで、確かに除細動を医師の指示なしで、さっき紹介したのは医師の指示なくて——僕がさっき言ったのは自動体外式除細動器といって、さっきも紹介したとおり医師の指示なしで、しかも大きさが2.5キログラム、それからAEDですね、2.5キログラム、それからA4サイズということで持ち運びができるということで、もちろんこれから消防署の分署あたりにですね、太良、山内、大町の各分署に購入する計画があるということで今課長の方から答弁いただいたんですけども、このAEDの導入を公共施設あたりに一つでもいいし、これが大体値段的にはピンからキリまであるんですけども、神奈川県ですか、どこか取り入れているところがAEDが1個600千円ですね、でさっき紹介したとおりの内容になっているわけでございます。

今さっき言った集会、いろいろ集まるところとか、集会所、運動会、そういうところに設置というよりもどこかに一つ置いておけば、仮にですよ、例えばね、そして移動もできるし、もちろん扱い方の講習会等今からされるということで、今から積極的に取り入れていくようになるだろうということを言われたけれども、これを実際、もうことしの7月から講習会をするところもあるし、また、これからと、鹿島市もこれからと思うんですけども、そういうふうなさっき言った知識とか活用方法ということで今言われたけれども、僕は電話で聞いただけで、自分が実際使ったことはないのだからわからないんですけども、さっき紹介したとおり簡単だと。とにかく誤作動をやったら、すぐ機械自体が使われないようになっているということで、大変便利で持ち運びもいいしということで、これをどこか一つ置いていただければ、もしものときにそこでも使用ができるし、例えば、民間施設でも設置が大事ではないかと思います。生命は地球より重いと言われている、かけがえのない市民の命を守るためにも、どうかですね、大体1分で10%、5分で50%延命率が低下、心肺機能低下ということですので、1分以内にですね——1分以内というのはかなり厳しいと思います。救急車が発動してから1分以内に届けといたら、大体距離が決められているんじゃないかと思うわけです。5分と言っても、鹿島市内から5分まで、幾ら飛ばしても5分はなかなか、5分

以内に届くというところは大体限定されてくると思うわけですね。そういう中で、今からこういう医師の指示なしで持ち運びもできて移動ができて、こういうものがあると思いますので、どこか公共施設に置いていただければ助かるんじゃないかと思って質問をいたしました。

そういうことで2回目を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の方からは水頭議員2回目の御質問の、ちょっと表題が大きいんでございますけれども、環境問題という中での市役所としてのエコ商品の購入はどうかという御質問にお答えをしたいと思います。

昨年9月議会の折、水頭議員の一般質問の御質問にもお答えしておりましたように、市といたしましては、エコ商品などの購入につきましては積極的に取り組んでいると考えております。しかし、そのときにも申し上げましたように、市の物品調達というものは多岐多様にわたっておりまして、その中にはエコ商品自体、製品自体がないものもございます。そのため、今から申し上げます数字につきましては、物品調達全体に占めるエコ商品の割合ということで御認識いただきたいと思います。

16年2月末の集計ではありますけれども、まず、大きくくくりまして文房具類で申し上げます。これは58%になっております。それにあと財政課で所管いたしております用紙類でございますが、コピー用紙とかトイレットペーパーなどになりますけれども、これにつきましては78%程度ということになっております。購入の現場としての感覚といたしましては、積極的に担当者もエコ商品なるものという発注をいたしておりますので、エコ商品があるものについての購入率ということになりますと、相当高率であるものと、達しておるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

二つあったかと思しますので、総合学習について、見直し云々がある中で私としてどのように考えるかということだと思います。

この発端になったのは中山文部科学大臣の発言以来、学習指導要領の見直しというのが、中でも総合学習についての取り扱いというのが注目をされているということは周知のとおりでございます。そこで、鹿島市ではどうかということだと思いますが、やはり私も平成14年度から3年目を迎える今、その成果と課題というのはしっかりまず見きわめること、これが

最も重要なことだというふうに思っております。例えば、総合学習においては、いわゆる教科、国語とか算数などではどうしてもカバーできない分野、例えば、地域の特色の学習とか、議員御紹介がありました環境に関する学習とか、あるいは直接現場に出向くとか、あるいは体験的、探究的な学習活動といいますか、こういったものが総合的な学習の中では実践できますので、それらは将来、生きるすべの素地づくりというふうに私は考えますが、こういったものが着実に成果に結びついていると総体的には評価をしております。そして、何よりも子供たちのそういった主体的な学習を通じて、やはり教科の学習にも逆輸入をされなければならない、これが総合学習のねらいですので、徐々にその実を結びつつあるということに対しましても手ごたえとしては感じておりますし、鹿島市における成果の特色としたいというふうに考えております。もちろん、課題も多いわけでありませうけれども、今後、幾らかの教育変革があろうとなかろうと、やはりこういう子供たちに育てたいという、私は焦点を当てて制度の趣旨を生かしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目、就労という観点で関係課から御答弁があらうと思いますが、教育委員会の立場で、ニートという言葉を出されましたけれども、所見はということでございますので、このニートという言葉は、イギリスの労働政策の中から生まれた言葉だそうですが、フリーターでもない、就労意欲がない、そして、仕事にかかわることさえしない、こういうふうな定義づけがあるようであります。現実には働きたいけど働けないという雇用状況ですから、ちょっと厳密にはこういうのはニートとは性格を異にするものであらうというふうに思います。しかし、教育委員会の立場で申し上げるとするならば、憲法27条に御存じのとおり、勤労の権利と義務というのがございますね。やはり小学校段階から学校教育の全体を通して憲法の趣旨に沿うような理解を深めること、つまり、自助努力を促す取り組みが何よりの基盤にならなければならないというふうに思っております。もちろん、中学校3年段階では進学にしても、あるいは就職にしても重点的な指導はいたすわけですが、義務教育9カ年の中で地道な積み重ねが、最終的にはその子にとってここ一番のエネルギーになるだろうというふうに思っております。

一つ、留意をしたいことは、議員も指摘なさいましたように、例えば、不登校の子供であるとか、あるいは障害のハンディを抱えている子供、こういった人たちは統計的にもニートの傾向につながるケースはやはり多いようであります。こういう子供さんに対しては、やはり先ほど言いましたような通常の指導に加えて、より子供の実態とか保護者の意向に密着をしながら、やっぱりさまざまな進路選択の幅を考慮してやる、こういったことを十分意を対処していかなければならないというふうに思っております。学校教育でできる手立て、そして社会教育で見守り、支援できる策というものは、やはり行政、あるいは大人社会の責務であると思っておりますので、心していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

4番水頭議員の2回目の質問の中の、障害者の方の一般企業への施策ということでございましたので、その件についてお答えをいたします。

まず、現在の障害者の方の県内の雇用状況でございますけれども、平成16年の6月1日現在でございます。障害者の雇用率が1.76%でございます。前年と比べますと0.06ポイント減っております。雇用障害者の方が1,158名で、これは前年と比べますと19名ふえております。法定雇用率は1.8%でございますので、対象企業が420社ございますが、これをクリアされた会社が231社、前年と比べますと8社減っております。未達成の企業が189社でございます。これは前年と比べますと、21社ふえております。

それから、地方公共団体の状況でございますけれども、これは法定雇用率が2.1%でございます。障害者の雇用率が2.22%、前年と比べますとマイナス0.15ポイント減っております。対象機関が57機関ございますので、達成された機関が42機関、未達成機関が15機関となっております。

それから、障害者の支援事業でございますけれども、現在、県とかハローワークでやられております事業でございますけれども、県の方では働くチャレンジサポート事業というものをやっておられます。これは障害者の就業に関する相談とか情報提供、職場実習のあっせん等を行うことにより職業能力の向上を図り、障害者の就業を支援する事業でございます。

それから、ハローワークの方では昨年の16年9月1日から30日まででございますけれども、障害者雇用支援月間を設けられております。この中では雇用啓発のパレード、それから障害者雇用を県内の4経済団体へ要請をされておられます。それから、障害者就職の相談会、それから障害者雇用の優良事業所等の表彰をなされておられます。それから、そのほかの団体でございますけれども、佐賀障害者職業センターとか、社団法人の佐賀県障害者雇用促進協議会等がございますけれども、こういう中でもいろいろな事業を推し進められておられます。

私どもも関係機関と連携を図りながら、障害者雇用率の向上を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

どうも答弁ありがとうございます。3回目の質問をいたします。

この3回目は環境問題の中で、特に紹介をさせていただいて提言で終わりたいと思います。

どういうことかと言ったら、マイクロ水力発電といって、これが川崎市で現在取り組んでいるということで、川崎市に実は電話をいたしまして資料を送っていただきました。マイクロ水力発電は、自治体で今広がりつつあるということのある新聞で読みましたし、そこで何とか鹿島市でも取り組みができないだろうか、また、研究はできないだろうかということで実は送っていただいたんですけれども、その中で今回の新エネルギー法の中でも加速をつけましてどんどんどんどん進んでいるところもあります。内容だけちょっと紹介したいと思います。

川崎市は平成10年に二酸化炭素などの温室効果ガスを減らす行動計画、地球温暖化防止への挑戦を策定し、ライフスタイル、交通、緑、廃棄物、エネルギーの分野で削減を進めています。また、地球環境保全行動計画推進会議を発足させ、市民、事業者と協力して温暖化防止に取り組んでいます。昨年4月の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、RPS法の施行も追い風となって、自治体で初めて上下水道の水量を使って電気をつくるマイクロ水力発電ということで紹介しておきます。

このマイクロ水力発電というのは、上下水道や農業用水、工業用水などのわずかな落差を利用したマイクロ水力発電でございます。発電機のコストダウンや昨年4月からの新エネルギー特別法の施行などによって経済性が向上したことも主な要因であります。マイクロ水力発電は出力こそ100キロワット前後と小さいものの、ほかのクリーンエネルギーに比べて利点が多い。わずか2メートルの落差があれば発電可能なため、上下水道や工業用水などの水流を利用すれば容易に設置できると。小さな川や用水路などを含めると設置場所は数知れない。特に上下水道などは水の供給量が安定しているため、太陽光発電や風力発電に比べて気象条件に左右されないということ。川崎市水道局が所有する江ヶ崎発電所があるんですけど、その中でこの設置をしておられるそうです。発電所らしい建物は何も見当たらないが、市の地下に設けられた制御室におりてみると、直径1.5メートルの送水管にバイパスが取り付けられ、その上に2基の水車発電機が設置されていると、これがマイクロ水力発電機で、潮見台浄水場と末吉配水池との落差、約36メートルを利用して水流によって出力170キロワットの水車発電機を動かしているということです。同市では別の送水管でも水車発電機の設置工事を進めており、2カ所で年間約220万キロワットの水力発電を行う予定で、これは約630世帯の電気を賄える出力で、年間約800トンのCO₂と約200キログラムの窒素酸化物の削減に効果があるということで現在実施をされています。

ということで川崎市の資料をいただいたんですけれども、ここの中で1点だけこういうのがあります。これは日本自然エネルギー株式会社の資料です。川崎市が取り寄せた中で、

エネルギー会社の資料がありました。この御相談は無料で、自然エネルギーの利用にはいつでも応じますと、お気軽に相談くださいということで、御提案も導入の方向性、バイオマス、風力、太陽光の導入はもちろん、いろいろなものにグリーン電力地域交流といったソフトの提案が可能ですということで御提案して、そういうことでコンサルティングとか、ソリューション提供とか、広報、勉強会とかも言われたらいつでもやりますということで、ここに2メートルの、今川崎市は36メートルですね、浄水場を利用してされているんですけども、2メートルでもできるという利点があるということで、エネルギーの電力供給のために取り組んでいる自治体もあるということを紹介させていただきました。これは資料等は課長の方にも上げています。研究する必要でもないかと思い、今回提案させていただきました。どうか財政的にもなかなか厳しい折、こういういろいろな面で研究していくのも大事ではないかと思って、今回エネルギーのことで質問させていただきました。

そういうことで、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で4番議員の質問を終わります。よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明9日は休会とし、次の会は10日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後2時5分 散会